

考古資料としての古代木簡

はじめに

第一回木簡研究集会において岸俊男氏は、木簡研究の課題として「木簡の実物についての即物的な基礎的考察」を強調し、「木簡の詳細な観察」、「材質の検討とともに木取り、作り方に」注意する必要があるとした。⁽¹⁾今泉隆雄氏は、「貢進物付札の諸問題」⁽²⁾によって荷札の形態、材質、書式、書風、筆跡について現物に即した詳細な検討を加え、一般的な貢進物荷札の作成の段階を、原則的に郡衙段階とし、その機能、役割を貢進物勘検にあるとした。さらに今泉氏は、長岡京太政官厨家跡出土の文書木簡や勘検・検収整理札の製作経緯の検討を通じて、都城における税の収納、検収実態を説明した。⁽³⁾これに対し東野治之氏は、「史料論の立場から荷札の記載が税物收取の制度、実態といかにかかわるか」を考察し、荷札には、国衙、郡衙、それ以下で書かれたもののあることを主張し、その機能を中央での貢進物勘検と収税文書作成の資料にあるとした。⁽⁴⁾

山中章

このような先学の研究について、筆者が史料論の立場から検討すべき内容は全くない。しかし、木簡の実物に即した考察については、近年、長岡京太政官厨家跡や、平城京長屋王邸宅跡及びその周辺から、新たな一括性の高い荷札や勘検・検収整理札が出土し、若干の検討の余地を生じたように思われる。⁽⁵⁾特に、木簡を文字伝達の手段たる木製品として捉え、その製作方法に主眼をおいた研究は、従来あまり進められてこなかっただけに、これら新しい資料を加えて、現時点で一定の整理を試みておくことは、無駄なことではないと考える。

そこで本論では、(一)木簡の製作技法を観察し、(二)都城の文書木簡製作技法と記載内容との関係を検討し、木簡の製作者と記載者の関係を明らかにする。さらに、(三)都城へ送られてきた諸国の貢進物荷札木簡の製作技法と記載内容を分析し、その製作段階を検討する。最後に(四)貢進物荷札木簡の製作技法と形態との関係から、機能について若干の見通しを述べることにする。

一 木簡の製作方法

木簡製作の道具は、木簡上に残る刃物痕から刀子と推定できる。⁽⁸⁾刀子によって木材を加工する方法として次の三技法があげられる。

〔切る〕：板材を木目に直交して切断したり、斜交して切り欠きを作ったりする技法。

〔割く〕：木目と同一方向に刃を移動させ、厚い原材から薄い板材をそぎおとしたり、幅の広い材を狭くしたりする技法。

〔削る〕：材の表面を薄くそぎおとし、平坦な面を形成したり、細かな細工を行う技法。

その他、道具を用いない方法として

〔折る〕：腕力でもって板材を切断する方法。

これらの四種の方法が単独または重複して用いられ木簡が完成する。ところで木簡は、一枚一枚作る場合と、一定の厚みや幅、長さのある原材から複数枚作る場合の二方法がある(第1図)。後者の方法によれば、法量の一定した木簡が多数入手できる。

〔A〕直方体原木割截法：予め一定の長さ・厚さに整えた材を一定の幅で割く方法。荷札等の均一な法量を必要とする木簡の原木として適する。

①板目直方体原木割截法―柾目木簡原材が得られる

②柾目直方体原木割截法―板目木簡原材が得られる

〔B〕板材原木切断法：予め一定の幅・厚さに整えた長い材を必要な長さに切断する方法。

①板目板材原木切断法―板目木簡原材が得られる

②柾目板材原木切断法―柾目木簡原材が得られる

〔C〕一枚作り法：適当な厚さの板切れから一枚一枚木簡を作る方法。単独の勘検札や検収整理札として適する。

これらの方法は単独で行われるのではなく、〔A〕↓〔B〕または、〔B〕↓〔C〕あるいは〔A〕↓〔C〕と段階的に進められる。

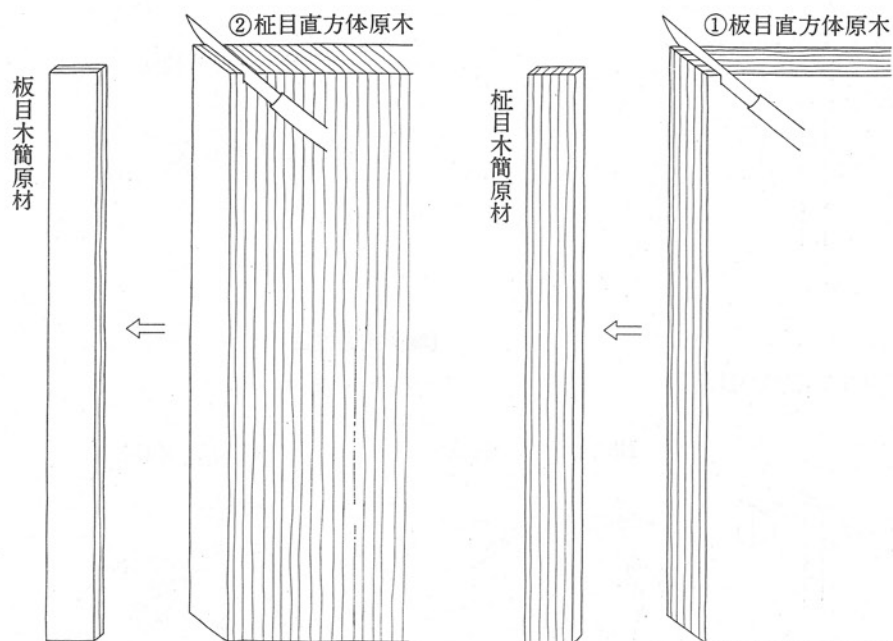
1 木簡端面・側面の成形と調整

前述した基本技法を用いて、実際に成形・調整に使用されている技法群を抽出すると、上下端部と側面の成形・調整技法に左記のような技法群を確認できる(第2図)。

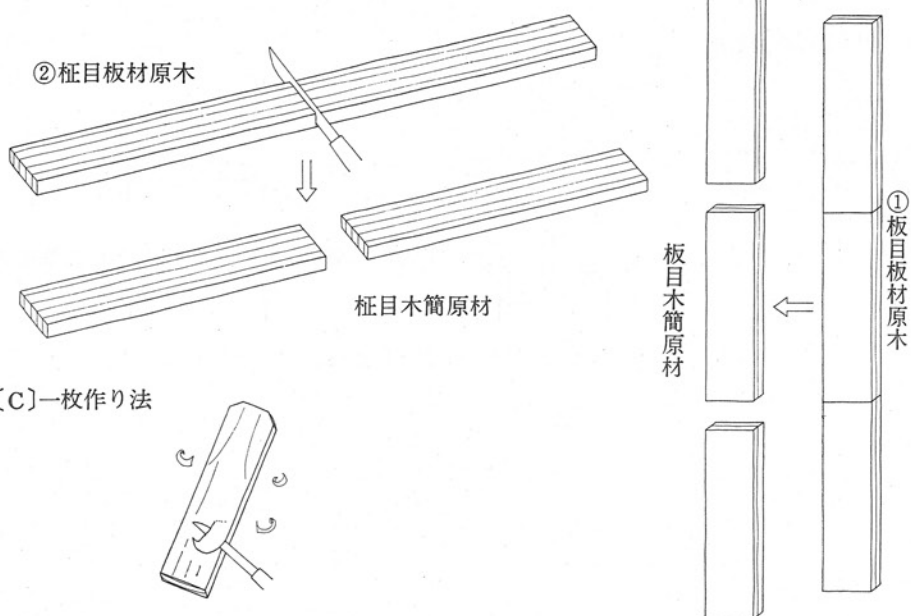
まず上・下端部の成形方法に次の技法が確認できる。

Aキリ・オリ技法：板材の表面または裏面(両面からの場合もある)から切り目を入れて折りとする技法。薄かったり軟らかい板材の場合にはキリあるいはオリだけで切断される例もある。木簡原材作りの〔B〕法によって、原材を入手する場合に用いられることが多い。切断後、端面に調整を全く加えないか部分的にしか加えないため、原材入手の第一次成形痕跡が明瞭に残る。端面には、キリによる平

〔A〕直方体原木割截法



〔B〕板材原木切断法



〔C〕一枚作り法

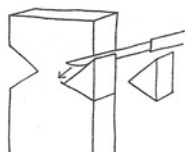


第1図 木簡原材の作り方

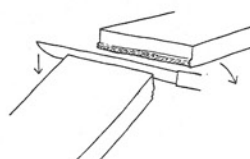
〔側面成形技法〕

〔第1次成形技法〕

Cキリカキ(三角形)技法

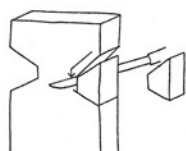


Aキリ・オリ技法



〔端面調整技法〕

Dキリオトシ(台形)技法

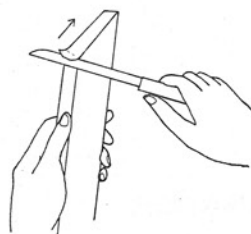


Bケズリ技法

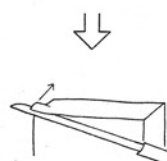
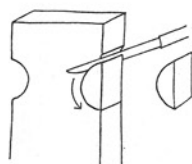
Bb平面ケズリ技法



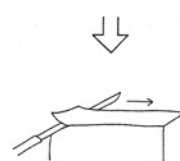
Ba側面ケズリ技法



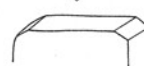
Eエグリ(半円形)技法



平面の細部調整



側面の細部調整



第2図 木筒の成形・調整技法

滑で直線的な刃物痕跡と、オリによる木質の凸凹痕が混在する（図版七―(5)右・(8)左）。また、両面からキリ目を入れる場合には、正確に同一位置に切り目が入らない限り、一方の表面に直線的な刃物痕跡が残る場合が多い（図版七―(6)）。

B ケズリ技法：板材の表面や側面から反対方向へ向かって深く削り取って切断する方法。成形技法として用いる場合には木簡原材作り〔B〕法に使用されるが、調整に用いる場合には、木簡原材作り〔A〕〔B〕両法で入手した原材の端面に使用される。

端面の調整技法として用いる場合に次の二技法がある。

Ba 側面ケズリ技法：木簡原材の側面に正対し、一側面から他側

面へ向けて削る方法（図版七―(8)右）。

Bb 平面ケズリ技法：木簡原材の正面に正対し、表・裏面に沿っ

て木簡の手前から端辺に向かって削る方法

（図版七―(5)）。

次に側面にキリコミを入れる方法として次の技法が確認できる。

C キリカキ技法：木簡側面の上・下二方向から刃物を斜めに入れ、キリコミを三角形に切り欠く方法。先に刃物を入れた方がキリコミが深く、その痕跡が表裏面に少し残っている（図版七―(8)）。但し、後に刃物を入れた交点が一致すれば残らない。

D キリオトシ技法：木簡側面の上・下二方向から刃物を入れるが、先のキリコミの先端部に届かず、木目方向に刃物を動かすため平面

形状が台形状に切りおとされる技法（図版七―(5)）。但し、Cとの区別は、形状からは可能だが、どちらの技法を意識的に選択したかは明確にしがたい。実際、両技法が同時に用いられる例は多い。

E エグリ技法：木簡側面の一点から刃物を回転させて、半円形状に挟り取る方法（図版八―(3)）。板目木簡原材の場合には、比較的半円に近く、きれいに挟りとれるが、柾目木簡原材の場合には、年輪部分で段々に挟られる場合が多い。

2 木簡平面の成形と調整

木簡平面の成形・調整に用いられる技法は、一般的に「割く」と「削る」である。原木割截法では、必ず「割く」技法でもって面の第一次成形が行われ、その他の方法でも、縦びき鋸のない古代においては、板材の成形は原則として「割く」技法を用いる。

こうして得られた木簡原材の表面は、ササクレだっており（図版七―(7)左）、文字を書くには不適切な状態にある。そこで木簡に「削り」が加えられ円滑にされる。ところが文字を記していない片面が「割く」ままである例が見られる。つまり木簡製作者は記載者が木簡の裏面に文字を記さないのを承知していたのである。表面調整の有無は木簡製作技法と木簡記載者との間に対応関係があることを証する素材となりうる。

なお、表・裏面のケズリには以下の二方法が認められ、それぞれ

製作者の癖、木取り、材質による影響を想定できる。しかし、木筒表面に残るケズリの痕跡は、摩耗した例が多いため現状では識別が難しく、本論では観察すべき内容として次の二技法を指摘するにとどめる。

カットグラス状ケズリ：長径二～三cm程度に表面を細かく削る方法である。このような方法で二次的に削られたものとしていわゆる「削屑木筒」がある。つまり表面がカットグラス状のケズリ面を有する木筒には、再利用された二次的木筒の可能性もある。

ハギトリ状ケズリ：刃物を木筒表面に沿って長く引いて削る方法。第一次成形時に多用される方法である（図版七(1)～(4)）。最も一般的な方法で、木筒製作の基本技術と考えられる。「削屑木筒」にも同方法によって削り取られたものがあるが、その特徴は、他の「削屑木筒」に比して厚い。二次利用木筒の厚さが影響していると考えられる。

第一次成形時のケズリのみ木筒とカットグラス・ハギトリ状両技法により二次的に再利用された木筒とでは、厚さの法量分布に違いが予想できるが現状では比較するに足る資料が少ない。

3 木筒の形態分類

木筒学会による形態分類は、第3図の通りである。しかし、この型式分類では、圭頭状木筒が区別できない点など、不十分である。

そこで本論では、木筒の製作技法を反映した、新たな形態分類を提起する。なお、本稿の各表には新分類を記号化して示した。

日本の古代木筒は、器物に墨書する等の特殊な目的のものを除き、極めて単純で、次の二形態に大別できる。これらはさらに上・下部部の成形によって三形態に細分可能で、木筒はこの五つの要素で成形されているといつてよい（第4図）。

〔基本形態〕

A 短冊形：長方形の短冊形で、側面にキリコミ等の加工を施さない形態。文書木筒に多い。

B 荷札形：側面の両端部付近または一端にキリコミを施す形態。荷札、付札に多い。

〔上・下端・側面の平面形態〕

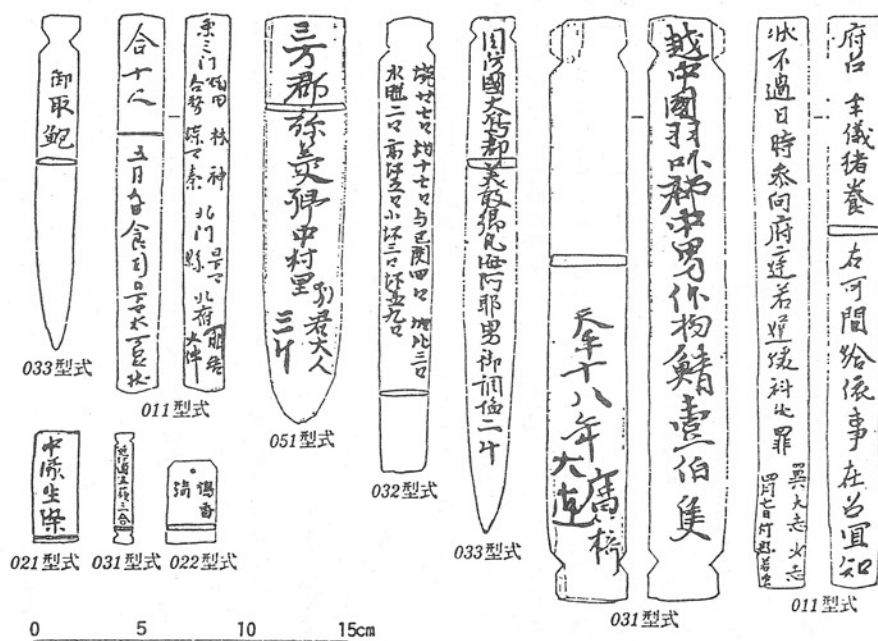
a 直頭形：端部を直線的に成形・調整したもの〔1型式〕

b 圭頭形：端部を山形に成形・調整したもの〔2型式〕

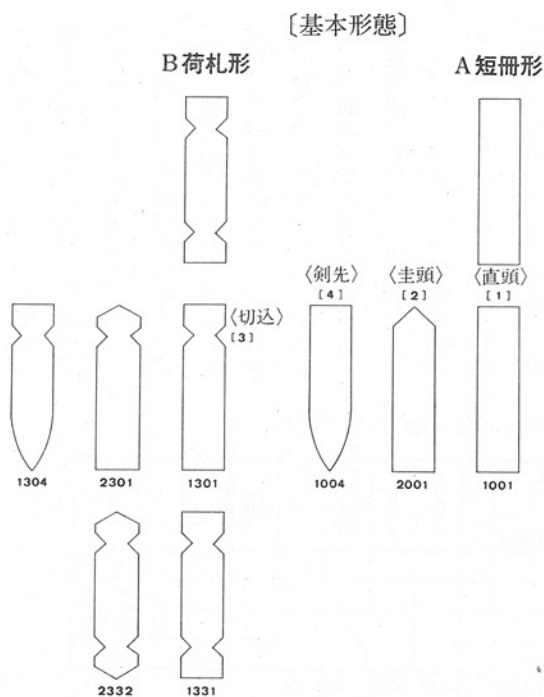
c 切込形：上・下部の両側面にキリコミを入れ、くびれを成形・調整したもの〔3型式〕

d 剣先形：主に下端部を剣先状に尖らせて成形・調整したもの〔4型式〕

これらの基本形態を木筒の上端・上部キリコミ・下部キリコミ・下端の順に「1」～「4」の四桁の数字にして示し、型式番号とする。なお、加工のない場合は「0」、破損は「8」で表わす。



第3図 木簡学会の形態分類



第4図 古代木簡の形態分類

また機能上の目的から主に穿孔等の二次加工する木簡がある。

α 平面穿孔：表・裏面から上・下部またはいずれかに穿孔する。木簡成形時に穿孔するものは少なく、既存の出土例の大半は、記載後穿孔する。木簡の整理・保管を目的とする。

β 側面穿孔：左・右側面から上・下部またはいずれか片方に穿孔する。木簡成形時に穿孔されるものが多い。冊書的な利用を目的とするのが原則である。

以上の第一次成形、第二次加工によって完成した木簡形態を記号化すると表1の通りとなる。本論では、形態の表記法にこれを取

入れ、従来の表記法を併記してその有効性を示すこととする。次章以下では、上記の形態分類や観察結果を表に集計し、各要素のまとまりと記載内容との関係について考察することとなる。

二 都城の木簡製作者と記載者

本章で対象とする木簡群は、長岡京太政官厨家跡（左京三条二坊八町―旧条坊呼称では二条二坊六町⁽¹⁰⁾）出土の文書木簡（請飯文書と勘検・検収整理札）である。

1 木簡の出土状況

木簡群は宅地の二箇所から出土している（第5図、表1-2）。請飯文書及び安万呂の検収整理札は中央溝SD一三〇一の上層から出土した。その出土状況を3m毎に区分した地区割で見ると、請飯文書は大半が二三区から、検収整理札は二三・二五区から出土している。共伴した紀年木簡は、延暦二・三年（題籤）から九年五月までである。その大半は延暦八年から九年にあることから、延暦八年度に使用された木簡が官司から一括廃棄されたものであると判断されている⁽¹¹⁾。

請飯文書の書式を分析した今泉隆雄氏は、月日の上に「書手」等と支給対象者を記すものをa類、記さないものをb類とした。月日順に並べると九月～十一月までがa類、十二月から六月までがb類

と分かれ、これらが一年度分の太政官厨家における請飯の仕事の記録であることを解明した⁽¹²⁾。

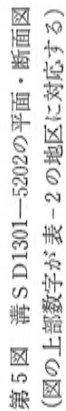
一方、宅地の南西隅の溝SD五二〇二は、小規模な調査であったため、その実態は全く不明であるが、わずかに2mほどの間に、ほとんど木簡のみで堆積する層があり、一括廃棄されたことは歴然としている。紀年木簡には、延暦七年から一二年までがあり、その大半は延暦九年以降である。このことから、SD五二〇二出土木簡は、SD一三〇一出土木簡より使用や廃棄の時期が新しい木簡群ということがわかる。

しかしいずれの遺構の木簡群も、その内容から太政官厨家で使用されたものであることには間違いない。

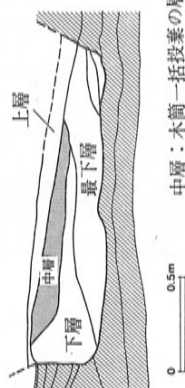
表-1 古代木簡の形態・機能・製作手法観察項目一覧

部位 型式 番号		成形・調整手法		A キリ オリ	Bケズリ		C キリ カキ (三角 形)	D キリ オシ (台形)	E エグリ (半円 形)	平面ケズリ		部 位					
		穿 孔			a 平面	b 側面				カッ タ グ ラ ス	ハギ トリ						
		α平面	β側面														
1	上端	①・2・4・8・9		○						○		表 面					
3	上部	0・③・8・9	○					○			○	裏 面					
3	下部	0・③・8・9		○					○		○	右側面					
2	下端	1・②・4・8・9			○					○		左側面					

(型式番号) 1直頭形 2圭頭形 3切込形 4剣先形 8破損 9削屑 0無



〔SD5202断面〕



中層：木簡一括投棄の層

表-2 左京三条二坊八・九町の木簡分布状況

桑付町名	左京三条二坊八町（二条一坊六町）本政管理家跡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	調査枚数	L208 L566	L113		L22																L51		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

2 請飯木簡の製作者

- 14 請書手飯四升十月三日輕間嶋粉〔a類〕
23 請飯四升二月廿三日輕間嶋粉〔b類〕

(頭の番号は各関係表の番号。以下同じ。)

太政官厨家跡出土の木簡には飯を請求する木簡が総数二九点ある。この内、台八雲と輕間嶋粉が請求したものが二三点あり、その端面の成形・調整について観察した結果が表13である。〔9〕14〕と〔15〕32〕とで相違点の第一は、前者は第一次成形の痕跡が調整によって完全に削られており、後者は大半(八三%)がキリ・オリ技法の痕跡を残している点である。第二は、〔14〕32〕にケズリ技法が、側面と平面の二方向からいねいに加えられている(六七%)点である。こうした製作方法の違いは、今泉氏の分類した書式(a・b類)には対応せず、一枚の例外を除いて、請飯の主体者に対応している。例外である〔14〕は〔13〕と同材であり、一本の長い原木(板材原木)から切断された木簡であることが確認されている(図版七13)・(4)。〔13〕の日付は十月二日、〔14〕が十月三日であるから、切断は十月二日に八雲の手によっておこなわれたことになる。八雲の製作技法は、端面を側面ケズリによって調整する方法であるから、〔14〕は八雲によって先に調整されていたが、未記載であったと理解すればわかりやすい。木簡の製作技法は、木簡記載者の個性を反映しているのである。それ故、木簡の製作技法が同じであれ

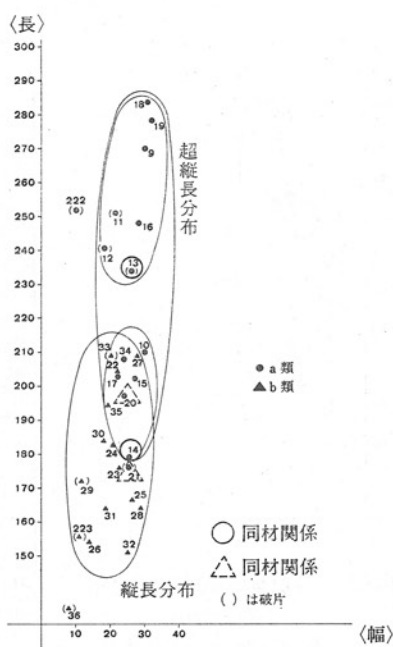
表-3 〔請飯木簡〕の製作技法

No	釈文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	今 泉 書 式 分 類	備 考	No	釈文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	今 泉 書 式 分 類	備 考
			側 面	平 面								側 面	平 面				
9	考所8月10日左船人吉 右葛井千縄		○		11	1001	a類	延暦8年	22	12月23日輕間嶋粉	(○)	○	?	11	1001	b類	
10	考所10月1日難万呂		○	○	11	1001	a類		23	2月23日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
11	書手10月10日臺八雲		○		11	1001	a類	延暦8年	24	3月8日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
12	寫手9月23日八雲		○		11	2002	a類		25	3月11日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
13	書工10月2日八雲		○		11	1001	a類		26	5月5日輕間嶋粉		○		11	4001	b類	
14	書手10月3日輕間嶋粉		○	○	11	1001	a類		27	5月17日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
15	書手10月12日輕間嶋粉	○	○	○	11	1001	a類		28	6月25日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
16	書手10月13日輕間嶋粉	○	○	(○)	11	1001	a類		29	6月21日輕間嶋粉		○	○	11	1001	b類	
17	書手10月17日輕間嶋粉	◎		○	11	1001	a類		30	6月29日輕間嶋粉	○	○	○	11	1001	b類	
18	書手10月26日輕間嶋粉	◎			11	1001	a類		31	□月23日輕間嶋粉	○		○	11	1001	b類	
19	書手11月9日輕間嶋粉	○	○	○	11	1001	a類	13と同材	32	5月22日 嶋次	○		○	11	1001	b類	
20	書手11月9日輕間嶋粉	○	(○)	○	11	1001	a類		Noは「長岡京木簡」の木簡番号。 ◎は両端キリ・オリ技法。釈文の数字は木簡では漢数字。 他に5点あるが、それらについては観察できなかった。								
21	書手11月10日輕間嶋粉	○	○	○	11	1001	a類	両面キリ									

ば、基本的には同一者が作り、記載したと判断できる。ただ、木簡を日常的に使用する官司では、木簡原木が共有されていることがあり、例外的に記載者と製作者が一致しない場合もある。

ところで、こうした請飯文書の法量を比較すると第6図の通りとなる。飯の支給対象を記載するa類は長く、記さないb類は短い。切断後に文字が記されたとすると、この事実もまた木簡製作者があらかじめ木簡記載内容を熟知していたこと、即ち製作者＝記載者である可能性を補強する。また、直接の同材関係は確認し得ないが、グラフが縦長に分布している様相は、木簡の原木に板材が使用されていたことを示している。

さて、キリ・オリ技法を用いる軽間嶋粉の木簡は、上端または下端のどちらか一端にキリ・オリの痕跡を残す例が大半である。つまり、板材原木が三分割以上されたのではなく、半折された結果と評価できる。この事実、文書木簡の性質からも首肯できる。つまり、貢進物荷札のように記載内容が毎年一定している場合には、長さの平均化が求められるが、行政事務のように、多種多様な文書が必要な官司では、長さの調整可能な板材原木の方が利用に便利だからである。また、やや文字量の多いa類の長さの分布範囲がb類に比して広いのは、元来長く作られていた原木を、二分の一に近い中央付近を目分量で切断した結果、長い木簡原材と短い木簡原材ができ、その両方を使用したことによる。



第6図 〔請飯木簡〕の法量分布(単位mm)
数字は『長岡京木簡一』の木簡番号

3 検収整理札の製作者

43 三月九日 安万呂

9 七月十八日 福主

右のように「日付十人名」という単純な内容をもつ木簡がある(表4、図版七(6)・(7))。物品の検収のために用いたと推定でき、検収整理札と称する。SD一三〇一から九点、SD五二〇二から一八点出土している。大半が短冊形で、製作技法は限られており、識別が難しいが、第一次成形の方法により二群あることがわかる。いずれもキリ・オリ技法を用いる。

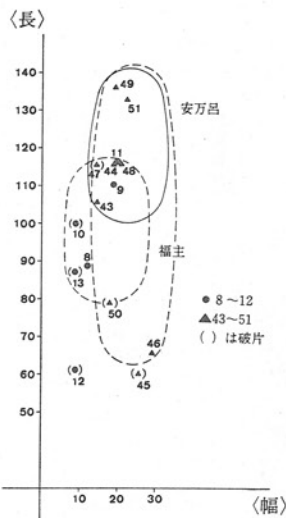
〔43～48〕は、表・裏両面からキリ目を入れた後、折る技法をとる。これに対し、〔8～13〕は一面からのみキリ目を入れて折る。

両者は端部の調整をほとんど加えていない。製作方法が単純という点は、「検収整理札」の機能を考える上でも興味深い。さて、両技法に対応するのは人名であり、前者は安万呂、後者は福主の署名木簡である。例外的に「51」は、表面の一端からのキリ・オリ技法で切断し、側面から部分的にケズリを加える。この署名者は軽間嶋粉である。軽間嶋粉の製作技法は前項の請飯木簡で検討したが、キリ・オリ+側面・平面ケズリ技法であり、本例に近い。

以上のように、検収整理札の製作者も記載者であることを確認できた。

なお、検収整理札では、両端をキリ・オリする例が確認可能な木簡一〇点の内四点ある。第7図の木簡の法量分布をみてもわかる通り、検収整理札は明らかに他の木簡より短い。適当な材を利用するのではなく、請飯木簡に用いたのと同じ四〇cm近い原木を切断して製作したことを示していると言える。その場合、端部の成形痕の残存状況から、原木は三分割されたものと推定できる。ここでも板材原木という他の用途に用いたのと同質の木簡原木が用いられた。なお、木簡の長さも、安万呂がやや長く、福主がやや短く作るという個性を反映している。

4 勘検署名木簡の製作者と記載者



第7図 「検収整理札」の法量分布
(単位:mm)
数字は表-4の木簡番号

No.	釈 文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		学 会 整 式 番 号	山 中 型 式 番 号	備 考
			側 面	平 面			
43	三月九日安万呂	○			11	1001	以下SD1301・B
44	閏三月廿四日安万呂	○		○	11	1001	延暦9年
45	四月五日安万呂	○			19	1008	
46	四月八日安万呂	○	○		11	1001	
47	四月八日安万呂	○		○	11	1001	
48	四月八日安万呂	○			11	1001	
49	四月十五日安万呂	—	—	—	11	1001	
50	(廿六)日安万呂	—	—	—	19	8001	
51	廿五日軽間嶋粉	○	○		11	1001	
8	□大伴乃福主	○	K○		19	1008	以下SD5202
9	七月十八日福主	○			11	1001	
10	七月八日福主			○	11	1001	
11	七月十□日福主	○			11	1001	
12	七月十七日福主	○			19	1008	
13	八月十七日福主	○			19	1008	

No.43～51は「長岡京木簡一」の木簡番号。

No.8～13は第8回木簡学会(1986年)清水みき氏発表資料の整理番号。

側面ケズリのKは圭頭を示す。○は両端キリ・オリ技法。

他に12点あるが断片等で観察し得なかった。

表-4 「安万呂・福主検収整理札」の製作技法

- 60 ・ 近江國米綱丁大友醜麻呂
・ 五月十三日 秦「安麻呂」
- 63 ・ 近江國米綱丁大友醜麻呂
・ 五月七日「肋万呂」
- 53 ・ 紀伊國進地子塩「三斗安万呂」
・ 延暦九年三月九日
- 67 ・ 美濃國米綱丁勝栗万呂
・ 延暦九年五月十九日「秦安万呂」
- (1) 近江國米綱丁木簡

全部で八点ある(表-5)。全て表面の文言は同一で、裏面の日付が五月七日と十三日の二種ある。それぞれ署名が肋万呂と安万呂の木簡である。二人の署名以外は八点とも同筆で、綱丁大友醜麻呂の手によるといわれる(図版七-①・②)。これらのことから同木簡群は、綱丁の手によって、都の太政官厨家の収納現場で荷札として記載され、これに二人の役人が勘検のため署名したとされる⁽¹³⁾。しかし、既に指摘されているように、荷札としては異例の短冊形を呈している点に問題があり、荷札が道中付けられていなかったとする点も異例である。

ところで、この木簡を、記載者である大友醜麻呂が作ったとするなら、基本的に八点は同一技法で作られているはずである。そこで、木簡の製作技法に着目してみると、表-5の通り、59・62はキリ・

オリ技法で成形、側面ケズリ技法によって調整する。これに対し63・66はオリ技法によって成形し、側面ケズリや平面ケズリによって部分的に調整している。木簡製作の技法は、明らかに異なっており、同一人が木簡を作ったのではないことを示している。そこで、署名者に注目してみると、前者に安万呂、後者に肋万呂がサインしている。木簡製作技法は署名者に対応しているのである。

この木簡製作の情景を再現すると、「安万呂・肋万呂は木簡原材料を作ると、米の搬入責任者である大友醜麻呂に渡し、勘検のため必

No.	釈 文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	備 考
			側 面	平 面			
59	五月十三日秦「安麻呂」	○	K○	○	11	2002	
60	五月十三日秦「安万呂」		K○		11	2002	
61	五月十三日秦「安麻呂」		K○		11	2002	60と同材
62	五月十三日秦「安麻呂」	○	K○		19	2008	
63	五月七日「肋万呂」	△	○		11	1001	
64	(五)月七日「肋万呂」	△			81	1008	
65	五月七日「肋万呂」	▽	○	○	11	1001	
66	五月七日「肋万呂」	△			11	1001	

Noは「長岡京木簡一」の木簡番号。

側面ケズリのKは圭頭を示す。△はオリ技法、▽はキリ技法。

表-5 「近江國米綱丁大友醜麻呂検収札」の製作技法

要な内容を記載させ、出来上った札に署名だけを加えた」とすることができ。つまり、一連の木簡は署名して保管することに意義があったのである。とするとその機能は、先の「日付十人名」と似た検収整理札の機能を果たしたものと判断できる。

(2) 紀伊国地子塩・美濃国米綱丁の木簡

近江国と同様の表記方法をとるものに美濃国木簡がある(表16)。
〔67〕は延暦九年五月十九日の日付と秦安万呂の署名がある。他は同年五月二十一日付で署名がない。製作技法に着目すると、〔67〕はキリ・オリ技法十側面ケズリ(圭頭)技法で、近江国の安万呂署名木簡と同技法、〔68〕〔70〕はオリ技法と部分的なケズリ調整で、明らかに安万呂製作ではない。先の近江国の助万呂署名木簡と同じ技法をとる。ここでも木簡製作者と署名者に強い関連がある。但し、五月二十一日分に署名のない理由は明らかにし難い。

一方、紀伊国木簡は、地子塩三斗とあり、他の三国とはやや内容を異にする。その上、木簡の形態もキリコミのある荷札形である。綱丁名もなく、「安万呂」の署名が三点にあるが、これまでの安万呂署名木簡とは製作技法を全く異にしている。署名以外の文字は相互に同筆とされているが、製作技法も側面ケズリを多用し、キリカキ(三角形)技法によりキリコミを成形する等、共通し、同一人が製作・記載した可能性は高い。すると、これらの木簡は、紀伊国で荷札として製作・記載され、長岡京太政官厨家に送られ、安万呂が

No	釈文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		C キリカキ	学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	備 考
			側 面	平 面				
53	紀伊国進地子塩「三斗安万呂」		K○		○	32	2301	延暦9年3月9日
54	紀伊国進地子塩三斗「安万呂」		○		○	32	2301	
55	□伊国地子塩三斗「安万呂」			○		19	8801	延暦9年3月7日
56	紀伊国□		○		○	39	1388	
67	・美濃国米綱丁勝栗万呂	○	K○			51	2004	延暦9年5月19日「秦安万呂」
68	・美濃国米綱丁勝栗万呂	△		○		11	1004	延暦9年5月21日
69	・美濃国米綱丁勝栗万呂	△	K○			11	2001	延暦9年5月21日
70	・美濃国米綱丁勝栗万呂	△				11	1001	延暦9年5月21日 69と同材

Noは「長岡京木簡一」の木簡番号。
側面ケズリのKは圭頭を示す。△はオリ技法。

表-6 〔紀伊国地子塩勘検札と美濃国米綱丁検収札〕
の製作技法

勘検署名した
とする方が自然
であろう。これ
らの日付が二点
とはいえ異なる
ことも参考にな
る。

以上、都城の文書木簡から明らかになったことは次のような点である。

- 1 中央官司である長岡京太政官厨家跡出土木簡の製作技法と記載者には明確な関連が認められ、一般的に木簡は製作者が記載した。

2 木簡原材料を入手するに際し、製作する木簡の用途に応じて、木簡原木の材質、形状、法量が予め選択される。

3 木簡原木は、木簡原材料を形成する過程に施す技法に強い影響を与える。

4 長岡京太政官厨家跡出土の近江・美濃・紀伊国からの綱丁や地子塩の木簡は、いずれも荷札とされてきたが、製作技法の検討により、前二者が検収整理札、後者が貢進物荷札（に勘検を加えた札）であったとわかる。

三 貢進物荷札の製作者と記載者

本章で対象とする木簡群は、平城宮内裏外郭内土壙SK八二〇⁽¹⁵⁾、平城京出土「二条大路木簡」⁽¹⁶⁾、平城宮基幹排水溝SD二七〇〇⁽¹⁷⁾、長岡京太政官厨家跡木簡である⁽¹⁸⁾。

1 木簡出土状況

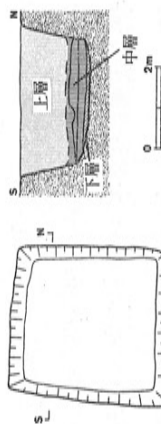
平城宮内裏外郭内東北隅から検出された土壙SK八二〇は、一辺四・〇mの方形、深さ約二・二mの大規模なごみ捨て穴である。土壙の堆積状態は、下層が5cm内外の樹葉を中心とした自然遺物層、中層が有機質を多量に含んだ暗褐色をしている約五〇cmの土層、上層が赤褐色の堆積土である。総数一八四三本の木簡の大半は中層か

ら出土した（第8図）。特に木簡の残存状況や、上層の埋没状況から、木簡を中心とする遺物は、極めて短期間に一括して投棄されたものと判断されている。紀年木簡は養老二（七一八）年から天平一九（七四七）年の三〇年間に及ぶが、その内の六〇%が天平一七（一九）年の三箇年に集中しており、天平一九年をあまり下らない時期に投棄されたことがわかる。本章で検討の対象とする参河国からの貢進木簡の一点にも閏九月表記のものがああり、投棄時期に近い天平一八年に比定でき、一括性が高い資料といえる。

「二条大路木簡」とは、長屋王邸宅のすぐ北側に当たる二条大路南北両側溝に平行に掘削された、東西に長い溝状の土壙SD五〇〇〇（南）、SD五三〇〇・五三一〇（北）から出土した木簡である（第9図）。

既に渡辺晃氏の指摘する通り⁽¹⁹⁾、SD五一〇〇では、四二〇四八区という土壙西端付近に貢進物荷札が集中し、北側のSD五三〇〇では、二九区に近江国庸米木簡が集中しており、その保管先が異なっていたことが予想されている。しかし、両遺構間に共通する内容の木簡がある他、同じSD五一〇〇内でも、全く同文の伊豆国木簡が一区と四二区という遠隔地点から出土する等、複雑な投棄状況を示している。紀年木簡はSD五三〇〇が神亀五（七二八）年から天平八（七三六）年、SD五一〇〇が天平四（七三二）年から天平一一（七三九）年に及び、前者では九〇%が天平七、八年に、後者

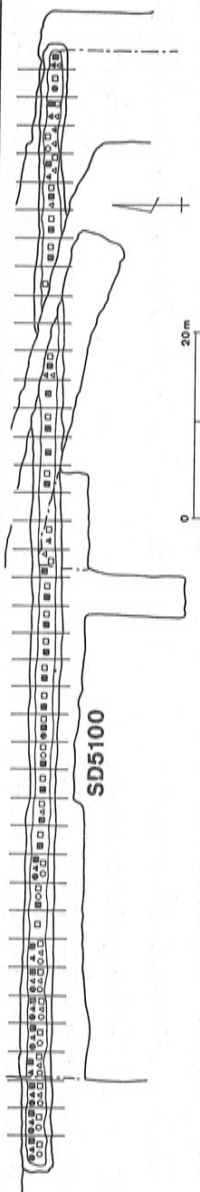
大層	35	34	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	不明	合計
● 国産						1		1											1		1	1	1		7	
○ 多河								1					1						1				1	1	7	
▲ 伊豆							1		1	1		1	3	1	2	1					2			2	17	
△ 近江			20	4				1																	27	
■ 他型					2	4	1	7	5				4	8	5	3	8				1				58	
□ 文書	6	14	84	36	15	6	5	9	4	6	4	6	7	22	14	2	14	19	38	11	3	3	328			
合計	6	14	106	41	19	10	8	18	11	8	4	7	15	31	22	7	18	30	42	17	4	6	444			



第8図 土壌SK820平面・断面図

(同文木箱の出土状況)

大層	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	不明	合計
● 国産	2	3	10			2	1	2				1																														
○ 多河	2	4	4	4	4	6	1	4	5			2	1																													
▲ 伊豆	8	7	4	1	2	2	18	1																																		
△ 近江	1	1		1		1	15	1																																		
■ 他型	19	17	16	6	6	6	25	3	1	1	2	4	3	4	1	2	2	2	1	3	3																					
□ 文書	10	9	30	6	8	6	12	5	2	1	3	1	1	2	1	1	4	3	9	6	5	1	2	1																		
合計	41	40	65	18	26	17	76	15	2	4	7	3	6	5	6	3	6	5	11	7	9	9	2	0	3	3	2	1	5	0	0	3	2	13	12	8	8	17	2	6	1	469



第9図 「二条入路木箱」の分布

では八二%が天平七、八年に集中する。このような出土状況に対し、寺崎保広氏は、SD五三〇〇の紀年木簡が天平八年十二月で終わっている点に注目し、その廃棄の要因に、天平九年七月十三日、天然痘により死亡した藤原麻呂との関係を描き出している。⁽²⁰⁾本章で対象とする参河国木簡には、閏七月の記載があり、天平八年に相当する他、隠伎国木簡には、天平四〇八年、伊豆国木簡には天平七、八年の年紀のものがあり、ほぼ同じ時期に諸国から貢進された木簡群とわかる。なお、観察し得たのは『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十）——二条大路木簡一——』（一九九〇年）掲載の木簡が大半で、近江国唐米木簡だけは『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十四）——二条大路木簡二——』（一九九〇年）掲載分を実見した。

2 参河国播豆郡三島の賛貢進荷札の製作技法

(1) 郷里制下の木簡群——「二条大路木簡」——

二条大路路面SD五一〇〇出土の参河国賛貢進荷札は三三点、他に調木簡が一点ある。これらの木簡製作技法をまとめたのが表7である。木簡の年代は、先の出土状況及び「181」の閏七月年紀の木簡により天平八年前後のものと推定できる。

製作技法に着目すると、ほぼ全ての木簡の端面調整に側面ケズリ技法が施されている。これは、一部の例外（193・188・197・199）を除いて、木簡原材入手に割截技法による原木が用いられた結果を反映

しているよう。

さて、参河国木簡は、大半がキリコミを有する荷札形で、篠嶋からの貢進木簡に限って短冊形がある。そこで主にキリコミの特徴に注目すると、半円形にエグリを入れる木簡群とそうでない木簡群にわかれ、前者は析嶋からの貢進物荷札に多く、篠嶋木簡に少ないという傾向が看取できる。

a 篠嶋の技法群

〔SI-1群〕キリオトシ技法群：半円形エグリに近いキリオトシの技法である。正月と三月がある。

〔SI-2群〕キリカキ技法群：三角形キリカキ技法のみを用いる。三・七・十一月がある。

〔SI-3群〕エグリ・キリカキ技法群：半円形エグリ技法と三角形キリカキ技法が混在する技法群である。閏七月がある。

〔SI-4群〕側面ケズリ技法群：短冊形で調整に側面ケズリ技法のみを用いる。六月と十一月がある。但し、六月は析嶋の別群の可能性もある。

b 析嶋の技法群

〔SA-I群〕エグリ技法群：半円形エグリ技法のみで成形する。

二・四・八月がある。

〔SA-II群〕キリ・オリ技法群：第一次成形時のキリ・オリ技法の痕跡を明瞭に残す一群で、キリコミには、半円形エグリと三角形

表-7 <参河国播豆郡・贅> 二条大路土壙 S D5100出土木簡の製作技法

製作技法群	No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリカキ三角形	D キリオトシ台形	E エグリ半円形	学会型式番号	山中型式番号	備 考
				側面	平面						
[SI] 1 群	176	篠嶋正月 須々岐楚割		○			○		32	1301	贅 六斤
	178	篠嶋三月 佐米楚割		○	○		(○)		32	1301	贅 六斤
	186	篠嶋 —————		○		○	○		39	1388	—
	207	————— 毛都楚割		○			○	(○)	39	8831	贅 六斤
	208	□嶋□月		○			○		39	1388	— —
[SI] 2 群	177	篠嶋三月 赤魚楚割		○		○			31	1331	贅 六斤
	179	篠嶋三月 宇波賀楚割		○		○			31	1331	贅 4斤1両
	180	篠嶋七月 佐米楚割		○		○			31	1331	贅 六斤
	182	篠嶋十一月 □楚割		○		○			31	1331	贅 六斤太
	185	篠嶋 —————		○		(○)			39	1388	—
[SI] 3 群	184	篠嶋 —————		○		○		○	39	1388	—
	181	篠嶋閏七月 鯛楚割				○		○	31	1331	贅 六斤天平8年
[SI] 4 群	183	篠嶋十一月		○					19	1088	贅
	205	—— 六月 佐米楚割		○					19	8801	贅 六斤
[SA] I 群	187	析嶋二月 —————		○				○	39	1388	贅
	189	析嶋四月 佐米楚割		○				○	31	1388	贅 六斤
	190	析嶋四月 佐米楚割		○				○	31	1331	贅
	196	析嶋八月 佐米楚割		○				○	31	1331	六斤
	200	析嶋 —————		○				○	39	1388	— —
	203	析嶋 —————		○				○	39	1388	— —
	204	析嶋 —————		○				○	39	1388	— —
	206	—— 二月 毛都楚割		○				○	39	8831	贅 六斤
[SA] II 群	193	析嶋六月	○	○		○		○	39	1388	贅
	197	析嶋八月 佐米楚割	○	○		○			31	1331	六斤
	199	析嶋十月 毛都楚割	○	○		(○)		○	31	1331	贅 六斤
	188	析嶋三月 宇波賀楚割	○	○	○			○	31	1331	贅
[SA] III 群	192	析嶋六月		○	○	○			39	1388	贅
	198	析嶋十月 —————		○	(?)	○		○	31	1331	—
	194	析嶋郷七月 鯛楚割		○	○	○			31	1331	贅 六斤
	195	析嶋郷八月 佐米楚割		○	○	○			39	8831	贅 六斤
不 明	191	析嶋四月 佐米楚割							31	—	贅
	201	析嶋八 —————							39	—	— —
	202	析嶋 —————							39	—	— —
	209	□嶋 調小凝		○					33	1304	調 六斤

Noは『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)―二条大路木簡―』の木簡通し番号。

キリカキを併用する。三・六・八・十月がある。

〔SA—Ⅲ群〕平面ケズリ技法群：各面の調整に平面ケズリを多用し、キリコミは全て三角形キリコミ技法で入れる。六・七・八・十月がある。

これら技法群に島を越えて相互に共通するものではなく、島単位で若干の相違がある。即ち、製作技法からみる限り木簡は各島単位で製作されていた可能性が強い。ところで製作技法群と貢進月との関係に注目してみると、既に指摘されているように、三月・七月・閏七月を除き、篠嶋が奇数月、析嶋が偶数月という原則で貢進されている。各島には三～四群の技法が存在し、各群の製作者の個性を映していると判断できるから、両島には三～四人の木簡製作者が存在したと推定できる。

(2) 郡郷制下の木簡群（内裏外郭土壙）

では、「二条大路木簡」から十年経た、天平十八年前後の木簡群はどうであろう。総数三五点あるが、観察可能な二六点を中心に検討してみよう（表—8）。これらの木簡群もまた原則的に側面ケズリ技法で調整されており、キリ・オリ技法を残すものは短冊形に多い。「二条大路木簡」同様、内裏外郭土壙出土木簡の大半は、木簡原木に割截原木を用いていた。

a 篠嶋の技法群

〔SI—5群〕平面ケズリ・キリカキ技法群：端面調整に平面ケズ

リを加え、キリコミはキリカキ技法に限る。五月がある。

〔SI—6群〕キリカキ技法群：端面調整は側面ケズリ技法のみで、キリコミはキリカキ技法に限る。五月と閏九月がある。

〔SI—7群〕エグリ技法群：キリコミを半円形に決るエグリ技法に限る。七月がある。

〔SI—8群〕側面ケズリ技法群：短冊形で、端部の調整は側面ケズリによる。正月と七月がある。

〔SI—9群〕キリ・オリ技法群：短冊形で端面を第一次成形のキリ・オリ技法のままとする。八月がある。

b 析嶋の木簡群

〔SA—Ⅳ群〕キリオトシ技法群：端部の調整に平面ケズリを加え、キリコミにはキリオトシ技法とキリカキ技法が重ねて用いられている。六月がある。

〔SA—Ⅴ群〕平面ケズリ技法群：側面ケズリ技法を用いず平面ケズリのみで調整し、キリコミは三角形キリカキ技法。七月がある。

〔SA—Ⅵ群〕キリ・オリ、キリカキ技法群：第一次成形のキリ・オリ痕跡を明瞭に残し、キリコミはキリカキ技法をとる。八月がある。

これらを月別に集計すると（表—9）、篠嶋では正月に一技法、五月に二技法、七月に二技法、八月に一技法、閏九月に一技法あり、析嶋では六月に一技法、七月に一技法、八月に一技法ある。両島そ

表-8 〈参河国播豆郡・贄〉内裏外郭土壙SK820出土木簡の製作技法

製作技法群	No	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリカキ三角形	D キリオトシ台形	E エグリ半円形	学会型式番号	山中型式番号	備考
				側面	平面						
〔SI〕 5 群	366	篠鳴五月 佐米楚割		○	○	○			32	1301	キリ
	367	篠鳴五月 佐米楚割		○	○	○			32	1301	表裏同文・キリ
	369	篠鳴五月 佐米楚割		○	(○)	○			31	2332	
	387	篠鳴 —————		○	○	○			39	1388	
	386	篠 —————		○	○	○			39	1388	
〔SI〕 6 群	378	篠鳴五月 佐 ———		○		○			39	1308	
	380	—— 閏九月 字波加楚		○		○			39	8831	天平18年
	389	篠鳴 —————		○		○			39	1388	
	392	篠鳴 —————		○		○			39	1388	
	393	—————		○		○			39	1388	
〔SI〕 7 群	377	—— 七月 佐米楚割		○				○	39	8831	
	390	篠鳴 —————		(○)				○	39	1388	
	397	篠鳴 —————		○				○	39	1388	
〔SI〕 8 群	364	篠鳴正月 赤魚		○					11	1001	
	365	篠鳴七月 佐米		○					11	1001	
	370	篠鳴七月 佐米楚割	△	(○)					11	1001	
〔SI〕 9 群	376	篠鳴八月 —————	○						19	1008	
〔SA〕 IV 群	371	析鳴六月 佐米楚割		○	○	○	○		31	1331	
	372	析鳴 —— 佐米楚割		○	○	○	○		31	1332	
	363	析鳴六月 佐米楚一		○	○	○	(○)		39	1388	
〔SA〕 V 群	375	析鳴七月 佐米楚割			○	○			31	1331	
〔SA〕 VI 群	368	析鳴八月 佐米楚割	△	○		○			31	2332	
	382	析鳴 —————	○	○		○			39	1388	
	391	析鳴 —————	○			○			39	1388	
	373	————— 佐米楚割	○		○	○			32	2302	
不 明	374	析 —————		○				(○)	39	8831	
	379	—— 七月 佐米楚割	——						19	8001	
	381	一鳴 佐米	——						81	8888	
	383	篠鳴五月	——						81	8888	
	384	一 五月	——						81	8888	
	385	—————	——						81	8888	
	388	析鳴 —————	——						39	1388	
	394	————— 須須岐楚割	——						39	8888	
	395	——七月 佐米	——						81	8888	
	396	——六月	——						81	8888	

Noは「平城宮木簡一」の番号。

欄外の線は今泉氏による同筆関係の指摘のある木簡。

△はオリ技法。

れぞれに複数の木簡製作者が存在した。なお、七・八月に前項で検討した「二条大路木簡」とは異なる重複関係が存在する。とりわけ六・八月という夏期に篠嶋、折嶋両島からの荷札があり、後述する比莫嶋が、両島にない九月に貢進する点は、従来の二島隔月貢進という解釈にも問題を投げかける。貢進のあり方については後述する。

(3) 比莫嶋の荷札木簡

内裏東外郭・内裏東方官衙中間地帯を南北に貫流する溝SD二七〇⁽²²⁾及び佐紀池南辺の木屑・炭層から四点の比莫嶋と記された贅(と推測される)木簡及び同嶋の可能性の高い芳圖郡と記された四点の木簡が出土した。その製作技法は表10の通りであり、三技法群を確認できる。

〔HM―①群〕平面ケズリ、キリオトシ技法群：端面を平面ケズリ、キリコミを台形キリオトシ技法で成形する。やや圭頭状に成形するものもある。九月が一点ある。比莫嶋と表記したものが二点、不明のものが一点ある。

〔HM―②群〕キリ・オリ、キリオトシ技法群：第一次成形のキリ・オリを明瞭に残す一群で、側面ケズリで調整し、キリコミは三角形キリカキ及び台形キリオトシ技法で成形する。四・九月が各一点ある。いずれも比莫嶋と明記している。

〔HM―③群〕キリカキ技法群：原則的に側面ケズリにキリカキ技法で成形・調整する一群である。断片が多く詳細は不明である。九

表-9 月別・島別の技法群の集計表

月	島	篠嶋 [SI]									折嶋 [SA]						比莫嶋 [HM]			合計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	I	II	III	IV	V	VI	①	②	③	
1		1							1											2
2											2 (1)									2 (1)
3		1	2									1								4
4											2							1		3
5						3	1													4
6					*3 1 (1)							1	1	2						5 (1)
7			1					1	2				1		1					6
* 関7				1																1
8										1	1	1	1			1				5
9																	1	1	1	3
* 関9							1													1
10												1	1							2
11			1		1															2
12											<1>									0 <1>
合計		2	4	1	2 (1)	3	2	1	3	1	5 <1> (1)	4	4	2	1	1	1	1	2	40 <1> (2)

*1 関7は天平8年。*2 関9は天平18年。*3 ()は島名不明、< >はSD3825出土。

SI-1~4、SA-I~IIIは天平8年中頃、SI-5~9、SA-IV~VIは天平18年前後、HM-①~③は天平期以前。

月が一点ある。二点には明らかに島名がない。

比莫嶋と表記のある木簡はいずれもキリオトシ技法をキリコミの成形に用いており、キリオトシ技法は比莫嶋の当該期の木簡製作者の固有の技法である可能性が高い。その上、キリオトシ技法とキリ・オリ技法で成形・調整される木簡は、他の島にもこれまでになく、

表-10 〈参河国芳圖郡・比莫嶋〉S D2700他出土木簡の製作技法

製作技法群	No	釈 文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリカキ三角形	D キリオトシ形	E エグリ半円形	学会型式番号	山中型式番号	備考
				側面	平面						
〔HM〕 ①群	40	芳圖郡比莫嶋九月 佐米			○		○		31	1331	御簀
	42	芳圖郡比莫		○			○		39	2388	
	46	芳圖郡		(?)	○		○		81	1388	
〔HM〕 ②群	41	芳圖郡比莫嶋九月	○	○		○	○		31	1331	
	47	芳圖郡比莫嶋四月 黒鯛	○	○			○		32	1301	大簀
〔HM〕 ③群	43	芳圖郡 九月	△	(?)		○			39	1388	
	44	芳圖郡		○		○			39	2388	
	45	芳圖郡		○	○	○			39	1388	

Noは「平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)」の木簡通し番号。

△はオリ技法。

両者を比莫嶋の特徴的技法と呼ぶことができよう。なお、キリ・オリ技法が多用されていることから、使用原木が板材原木であった可能性が高く、この点でも他の島との違いが際立っている。これに對して、比莫嶋の表記のない木簡の内、明らかに島名を記さない二点(24)が上記二技法とは異なる技法で製作されている事実は、「〔HM―③群〕に分類したこの一群の芳圖郡木簡が、別の機能、目的で製作されたことを暗示している。以上の木簡は、出土状況や芳圖郡、大簀という表記から、天平期以前の年代観が与えられている。(25)つまり一連の参河国木簡中では最も古いものである。

比莫島木簡の年代の違いなどをもって、三島の贅貢進体制を否定的に捉える考え方が⁽²⁴⁾ある。しかし、木簡の製作技法は、比莫嶋独自の技法群の存在を明示しており、かつ後述するように、特定の時期の貢納体制は、他の二島といえども必ずしも安定しているわけではない。比莫嶋自体の歴史的・地理的条件⁽²⁵⁾を見ても、これが篠嶋に吸収されたとする考え方には承伏しがたい。

(4) 参河国木簡の製作地

S K八二〇出土の播豆郡三島からの贅木簡の製作段階については、島を越えて同筆関係の成立するという点を重視して、今泉隆雄氏は、郡衙段階で製作されたものとされる⁽²⁶⁾。

以下、今泉氏の同筆認定が成立するという前提の下で、⁽²⁷⁾同筆関係の指摘されている木簡群と製作技法との関係を検討してみよう。

〔366・367・369・387〕はSⅠ—5群で同技法、〔363・371・372・382〕は前三者がSA—Ⅳ群、後者がSA—Ⅵ群と技法が異なる。但し、〔382〕は参河国では数少ない、キリ・オリ技法で成形されている。〔365・370・392〕は前二者が側面ケズリで短冊形のSⅠ—8群、後者がキリカキ技法を中心とするSⅠ—6群である。前二者が篠嶋にしかない短冊形の形態を有し同筆である点⁽²⁸⁾は、篠嶋の荷札木簡の形態組み合わせの独自性を示すものである。〔368・376・391〕は前者が篠嶋、後二者が析嶋からの貢進で、前者は短冊形のSⅠ—9群、後二者はキリ・オリ技法で成形するSA—Ⅵ群で同一技法である。つまり、同筆関係が指摘されている木簡群は、基本的に前項までに分類した同一製作技法群内にあるが、異技法と同筆関係にある木簡は全て成形時のキリ・オリ技法を残すSⅠ—9群か、SA—Ⅵ群に属している。既に観察した通り、参河国木簡に占めるキリ・オリ技法の割合は一七%で、その三分の二は析嶋の木簡である。また篠嶋木簡でも鳥を越えて同筆とされる〔376〕のみが短冊形でキリ・オリ技法である。〔376〕木簡は、むしろ析嶋のⅥ群木簡製作者によって作られ、記載されたと判断した方が整合的である。仮に三島間の隔月貢進が成立するとなると、キリ・オリ技法をとる〔376〕は、八月貢進であるから、本来なら析嶋の貢納すべき月である。つまり、木簡記載者は析嶋に所属し、析嶋用の木簡原材料を使用して、篠嶋に替わって記したと解釈できる。これとは逆に篠嶋のSⅠ—8群木簡には、析嶋で貢

進すべきはずの二点の七月例があり、短冊形に作られている。当該月でない貢進島の木簡は全て短冊形である。少なくとも七・八月には隔月という一定の原則を崩さざるを得ない理由があったらしい。当該月でない島の用いる製作技法がキリ・オリ技法を残した短冊形に成形する一群である点は、以外の月との違いを際だたせている。

以上の実態は、郡段階での木簡記載の可能性を補強するかにみえる。しかしこれはむしろ、両島における日常業務とは異なる、非原則的で特殊な状態というべきではなからうか。両島が一般的に用いる成形技法とは異なるキリ・オリ技法を用い、短冊形に成形した事実は、視覚的にもこの時期の特殊性をより際だたせている。両島で同時に貢進する月を除き、基本的には木簡はそれぞれの島単位で製作記載されていたとすべきであろう。⁽²⁹⁾なお析嶋「郷」とある木簡〔194・195〕が七・八月に限って存在する点も両月の特殊性と関連があらう。以上をまとめると次のようになる。

①天平期以前の比莫嶋木簡は、キリコミを台形キリオトシ技法にするという製作技法の共通点を有している。

②同じ頃の芳圖郡表記の木簡は、三角形キリカキ技法を主な成形技法としており、明らかに別人の手になるものである。

③天平八年頃の荷札には、篠嶋に四技法群、析嶋に三技法群が認められ、両島に共通する技法群はなく、キリコミに着目すると、篠嶋にキリカキまたはキリオトシ技法、析嶋にエグリ技法という島別

に技法の共通点が認められる。

④第一次成形のキリ・オリを残す例は全体の一七%に満たず、析嶋、比莫嶋に同技法の大半が集中する。

⑤木簡の型式に着目すると、篠嶋に一三三一(〇三二)・一三〇一(〇三二)・一三〇四(〇三三)・一〇〇一(〇一一)型式があるのに対し、析嶋には一三三一(〇三二)型式しかない。郡衙内部での担当島の相違では、このような型式差は生じえない。

⑥同筆関係木簡と製作技法の対応関係は、原則的に同技法群内に収まっており、三島でも木簡の製作者と記載者が一致しているとわかる。

⑦同筆関係でありながら異技法群に属する木簡は、特殊なキリ・オリ技法が短冊形に限られている。

⑧篠嶋、析嶋間で同筆関係の木簡群が存在するが、木簡製作技法は析嶋の技法により、形態は篠嶋に固有の短冊形につくる。

⑨原則的に二島間での隔月貢進の可能性はあるが、少なくとも二島が共同で貢進に当る三月や六・八月がある。この時の木簡は、本来の貢進当番島または別人が製作・記載した可能性がある。

(5) 若狭国荷札の同筆関係と製作技法

上記参河国荷札木簡と同様、今泉氏は若狭国木簡について同郡別郷同筆木簡の存在を通して、荷札木簡の郡衙段階作成論を補強して

いる。⁽³⁰⁾ 関係する木簡の製作技法をまとめたのが表11である。⁽³¹⁾ 各木簡は、年代差のある複数の遺構から出土しており、前項までに検討した一括性のある木簡群とは性格が全く異なっている。⁽³²⁾ 木簡の製作技法に着目すると、Aはキリ・オリで成形した後、調整しないのに対して、Bはキリ・オリ痕跡を調整ケズリによってほとんど削り取っており、技法が全く異なる。また、キリコミの技法を比較すると、Aがキリカキ、B・Dがキリカキ・キリオトシ、Cがエグリと相違している上、同技法のようにみえるBとDも、Dが上部キリコミを右側面しか施さないという変則形であり、その違いは歴然としている。少なくとも、木簡の製作技法からは、四点には共通点は見出しにくい。この様に同郡異郷内での同筆関係を根拠に、貢進物荷札発給段階を郡衙とする材料に用いられた四点の木簡群は、出土遺構、年代、製作技法のいずれの要素も異なり、かつ、同筆関係としても疑問が呈示された。⁽³³⁾ 少なくともこの四点の荷札を郡衙製作説の根拠とすることはできなくなった。

次に、他の若狭国木簡について検討してみよう。

①同筆関係が明らかで、同文異型式の三方郡弥美郷中村里の二点、及び竹田郷の一点は、上・下端部調整技法が共通している。同郡の二郷間で同形態、同技法が認められる点は注目できよう。

②三方郡能登里木簡は共通性を有さず、遠敷郡各郷間にも明らかに違いがある。

一括性に乏しく数の少ない若狭国の木簡では、その特徴を見出しがたいが、「二条大路木簡」には良好な若狭国調塩木簡の出土が知られており、⁽³⁴⁾ いずれ検討することになろう。

3 隠伎国調海産物の貢進荷札の製作技法

平城京二条大路路面上の土壙SD五一〇〇からは二三点の調等の貢進物荷札が出土している(表12)。これらは記された年紀から天平六十年の間に、隠伎国から貢進された海産物の荷札である。

製作技法を検討すると、第一次成形にキリ・オリ技法を用いるものに智夫郡一点⁽³⁶⁶⁾、海部郡六点^(369・370・375・378)の七点がある。智夫郡が側面ケズリせずキリカキ、キリオトシ、エグリの三技法でキリコミを入れるのに対し、海部郡の六点は全て側面ケズリで調整する。しかし、作佐郷の三点はキリコミをエグリ技法で入れるのに対し、布勢郷の三点はキリカキ、キリオトシ技法を併用するという大きな違いがある。また後者は形態的にも上部または下部を主頭状に削るという特徴を有している。さらに両郷の書式に注目すると、

375 隠伎国海部郡作佐郷大井里海部意□
調短鯨六斤天平七年

376 隠伎国海部郡布勢郷大浦里
阿曇部知麻呂鳥賊六斤天平七年

表-11 〔若狭国荷札木簡〕の製作技法

郡名	No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		C キリカキ三角形	D キリオトシ自形	E エグリ半円形	学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	備 考
				側面	平面						
邊 敷 郡	331	玉置郷田井里		◎	○	○	◎		31	1331	神亀四年閏月七日
	336	玉置郷田井里		?					11	1001	
	346	玉置駅家	◎		○				11	1001	天平四年九月
	347	野郷野里			◎	◎			31	1331	九月
(今泉氏同筆木簡群)	A	佐分郷	◎			◎			31	1331	十一月九日
	B	青里	○	◎	○	○	◎		31	1331	天平勝宝七歳八月十七日
	C (1948)	青郷	(○) ?	(○) ?				○	32	1301	上・下端不明
	D (2705)			○	○	○	○		39	2531	上部右のみキリコミ 若狭国
三 方 郡	454	能登里	○			○	○		31	1331	
	424	弥美郷中村里		○	◎				51	1004	425と同文同筆
	425	弥美郷中村里		○	◎	◎	○		31	1331	
	332	竹田郷九郎里		○	○				51	1004	

Aは「平城宮発掘調査出土木簡概報(四)」P20上段2点目(今泉氏同筆)。

Bは「平城宮発掘調査出土木簡概報(四)」P8上段4点目(今泉氏同筆)。

331～454は「平城宮木簡一」土壙SK820出土。

C(1948)・D(2705)「平城宮木簡二」は土壙SK2101・3213出土(今泉氏同筆)。

◎は上・下両部に認められることを示す。

と、海部郡までを中央に書き天平七年を左下隅に書く佐佐郷と、隠伎国と天平七年を上・下の中央に記す布勢郷というように、明らかに異なり、技法・書式の違いに郷名が対応していることがわかる。⁽³⁵⁾

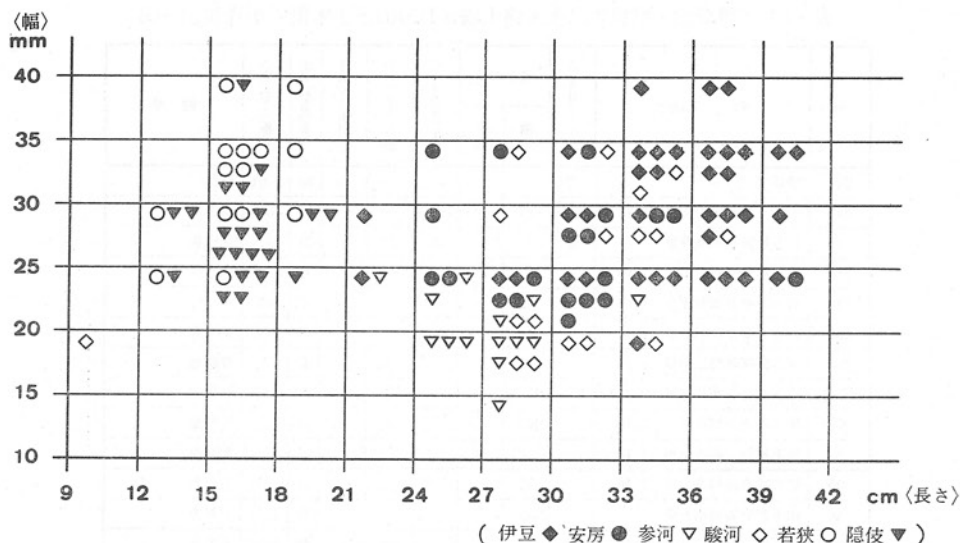
海部郡には側面ケズリで調整する海部郷と御宅郷があり、前者はエグリ技法のみの一群とキリオトシ技法のみの一群に分れ、後者はエグリとキリカキ技法を併用してキリコミを成形する。基本的には郷単位に製作技法が共通するが、異郷間にも微妙な成形の差異が認められる。郷以下に複数の木簡製作者が存在したことを示している。同様の事実は周吉郡新野郷(383・384)についても言えよう。なお周吉郡山部郷は側面ケズリ+台形キリオトシ技法、役道郡武良郷は側面ケズリ+半円形エグリ技法で成形・調整されており、少なくとも天平六〜十年頃の隠伎国においては、貢進物荷札の製作・記載が郷以下を単位として実施されていたことは確実と言えよう。

以上の事実が、仮に郡衙で郷毎に役割が分担されていた結果の反映とすると、木簡原材の共有、技法群の類似等が認められるはずである。しかし現状ではそのような特徴を確認することはできない。すると、隠伎国では郷で木簡が作られたといえよう。なお隠伎国木簡にキリ・オリ技法が多い(二七%)のは、その法量が平均一六・四cmと短いことも関係していよう。おそらくその原木は、三〇〜四五cmの板材原木であろう。

表-12 〈隠伎国・調〉二条大路土壙S D5100出土木簡の製作技法

No.	釈 文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		C キリのきこ三角彫	D キリオトシ彫	E エグリキり内彫	学 令 式 番 号	山 中 式 番 号	備 考
			側面	平面						
366	智夫郡由良郷	○		○	○	○	○	31	1331	紫菜
367	智夫郡大結郷前野里 天平七年		○			○	○	31	1331	調
368	智夫郡美多郷		○			○		31	2338	藍海菜
369	海部郡佐佐郷治田里 天平十年	○	○				(○)	31	1331	貧
370	()郡郡佐佐郷 大井里 天平七年	○	○				○	31	1331	調
375	海部郡佐佐郷 大井里 天平七年	○	○	○			○	31	1331	調
376	海部郡市勢郷 大浦里 天平七年	○	K○	(○)	○	○		31	2331	烏賊
377	海部郡市勢郷 大浦里 天平七年	○	K○		○	○		31	2332	調
378	海部郡市勢郷 大浦里 天平七年	○	K○		○	○		31	2332	
371	海部郡御宅郷弟野里 天平六年		○		○		○	31	1331	調
372	海部郡海部郷□吉里 天平八年		○				○	31	1331	調
373	海部郡□□郷□日里 天平七年		○				○	31	1331	調
374	海部郡海部郷宇智里 天平七年		○			○		31	2332	調
380	周吉郡山部郷市厘里 天平七年		○			○		31	1331	調
381	周吉郡山部郷市厘里 天平七年	▽	○	(○)		○		31	1331	調
382	周吉郡山部郷市厘里 天平七年		○			○		31	1331	調
384	周吉郡新野郷丹志里 天平七年		○			○		31	1331	調
383	周吉郡新野郷市勢里 天平七年		○		○			31	2331	調
379	周吉郡上郷調議里 天平七年		○		○		○	31	1331	調
386	役道郡武良郷	▽	○					31	1331	調
387	役道郡武良郷□□里 天平六年		○				○	31	1331	調
388	役道郡武良郷大□里 天平六年		○				○	31	2332	
385	役道郡河内郷□□里 天平七年							31	一	調

Noは『平城宮発掘調査出土木簡概観(二十二)二条大路木簡』の木簡通し番号。
側面ケズリのKは主頭状木簡を示す。▽はオリ技法。



第10図 「二条大路木簡」主要貢進物荷札の法量分布
寺崎保広氏註(7)論文の表①に一部加筆。

4 伊豆国、駿河国調荒堅魚貢進荷札の製作技法

表13は二条大路土壙SD五一〇〇出土伊豆国木簡、表14は同駿河国木簡の製作技法の観察結果である。これらは大半が天平七年十月または八年十月の年紀をもっており、ほぼ同時期に両国から調として送られた海産物に付けられた荷札である。

伊豆国と駿河国は共に荒堅魚を中心に貢進しているが、国相互の法量が異なっており、駿河国の平均が二七・六cm(図版八一(1)・(2)、伊豆国の平均が三五・〇cm(図版八一(3)・(4)と長い。これに起因して、伊豆国からの貢進物荷札は、「250」の一点にのみキリ・オリ技法の痕跡が残る。「250」は珍しい一枚作り技法による可能性がある。これに対し、駿河国には荷札木簡二二点の内八点(三六%)にキリ・オリ技法が残る。両国で用いる原木の相違を反映している。しかしキリコミの方法では、エグリ技法が極めて少なく各二点ずつしかない。さらにキリオトシ技法も少なく、駿河に二点、伊豆に四点あるだけである。このため両国の製作技法はいずれもよく似ており、抽出は極めて難しい。⁽³⁷⁾そこで木簡の形態にも配慮して検討してみよう。⁽³⁸⁾

木簡の上・下端部の形状に注目してみると、伊豆国に圭頭状木簡(二〇*・一三*型式)が多く、駿河国に少ない。とりわけ、伊豆国賀茂郡や那賀(中)郡では、荷札形を圭頭とする特徴がある(図版八一(3))。

表-13 〈伊豆国・堅魚〉二条大路土境 S D5100出土木簡の製作技法①

No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリウキ三角	D キリオトシ台形	E エグリ半円形	学会型式番号	山中型式番号	備考
			側面	平面						
241	伊豆国	◎					○	32	1301	堅魚
242	× 妻妾郷瀬崎里 7	—断片—						81	8888	荒堅魚
243	田方郡妻妾郷瀬前里	(◎)			△	◎		31	1331	荒堅魚
250	田方郡妻妾郷瀬崎里 7.10	◎	○	△	◎			31	1331	荒堅魚
244	田方郡妻妾郷御津里 7		△		△			39	8831	—
255	田方郡妻妾郷御津里 7.10		◎					11	1001	荒堅魚
254	田方郡妻妾郷三津里 7.10	△	K◎			○		32	2301	荒堅魚
251	田方郡妻妾郷許保里 一.10		K◎			◎		31	2332	堅魚
252	田方郡妻妾郷許保里 7.10		K◎	○	○	◎		31	1332	荒堅魚
253	田方郡妻妾郷許保里 7.10		K◎	◎	◎	○		31	2332	荒堅魚
245	田方郡有雄郷多我里 7.10		◎		(○)	△		31	1331	荒堅魚
246	田方郡有雄郷田我里		△	○	○	△		31	1331	荒堅魚
247	田方郡有雄郷田我里 7.10	—断片—						39	8832	荒堅魚
256	□郡有雄郷多賀里 7.10		◎	◎	(◎)	◎		31	1331	堅魚
257	田方郡有雄郷桜田里 7.10	△	◎		○	◎		31	1331	荒堅魚
248	田方郡久寝郷坂上里 7.10			△	(○)			31	8331	荒堅魚
249	田方郡久寝郷坂上里 7.9		◎		◎			31	1331	荒堅魚
259	田方郡久寝郷坂上里 7.9		△	△	△			39	8831	荒堅魚
258	田方郡久寝郷坂本里 7.9			◎	(△)	◎		31	1331	荒堅魚
260	賀茂郡三嶋郷三嶋里 一		K◎		(○)		◎	31	2332	荒堅魚
274	賀茂郡三嶋郷三嶋里 一		K○		○			39	2388	—
261	賀茂郡川津郷賀美里 8.10		K◎					11	2002	荒堅魚
262	賀茂郡川津郷賀茂里 7.10		K○	◎				11	1002	荒堅魚
263	賀茂郡川津郷神竹里 7.10		◎					11	1001	煮堅魚
264	賀茂郡川津郷湯田里 8.10	—						32	—	煮堅魚 未見
265	賀茂郡桑間郷山田里 7.10		◎		◎	(○)		31	1331	荒堅魚
266	賀茂郡桑間郷浦沼里 7.10	—						33	—	荒堅魚
267	賀茂郡賀茂郷題詩里 7.10		K◎				◎	31	2332	荒堅魚 268と同文
268	賀茂郡賀茂郷題詩里 7.10		◎					11	1001	荒堅魚
271	田茂郡賀茂郷川合里 7.10		K (△)		(△)			33	4032	荒堅魚
275	賀茂郡賀茂郷湯辺里 7.10		K○		○			39	2388	荒堅魚 面取り
269	賀茂郡色日郷鯉名里 8.10		K◎		◎			31	2332	荒堅魚 面取り
270	賀茂郡色日郷大背里 7.10		K◎		○			31	2332	荒堅魚 面取り
273	賀茂郡色日郷中寸里 7.10	(○)		○				39	1088	—
272	賀茂郡稲持郷稲持里 7.10	—						31	—	荒堅魚

* 1 Noは「平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)―二条大路木簡―」の木簡通し番号。

* 2 備考欄の*は寺崎氏の指摘する追記の同筆関係。

* 3 欄外の*は寺崎氏の指摘する本文の同筆関係、破線は追記の同筆関係を示す。

* 4 ◎は両端、○は一端、△は一部にそれぞれの技法が施されていることを示す。

* 5 側面ケズリのKは圭頭を示す。

* 6 釈文(抄)の「7.9」等は天平七年九月を示す。

伊豆国田方郡では棄妾郷、有雑郷、久寝郷の三郷からの貢進が知られるが、同郷内での明確な技法群は認められず、これまでの貢進物荷札と趣を異にしている。しかし、より小さな単位である里をみると、例えば棄妾郷許保里、有雑郷田我里のように里単位で製作技法の共通するグループが認められる。特に田我里では同郷の別里（桜田里）とは技法が全く違うなど、里相互に異技法である点も見過ごせない。

賀茂郡では、三嶋郷、川津郷、築間郷、賀茂郷、色日郷、稻梓郷の六郷が知られる。賀茂郡には上・下端を圭頭状にする荷札木簡が多く、それら同一形態の木簡と比較すると、三嶋郷の二点(260・274)、賀茂郷の二点(271・275)、色日郷の二点(269・270)に郷を越えて製作技法・形態の共通する木簡群が存在する。特に、「269・270・275」は細部に至るまで共通点が多い。このように郷を越えて共通する製作技法群が存在することは、従来指摘されているように郡衙段階で木簡が製作された結果と理解できる。

那賀（中）郡には、丹科郷、石火郷、射鷲郷、都比郷、入間郷の五郷ある。特に石火郷の三点(280・283・285)や射鷲郷の三点(278・287・288)、入間郷の二点(292・293)は異形態ながら同筆とされる一群で、製作技法は各郷毎に細部にわたって共通する点が多く、先の賀茂郡とは逆になっている。また中郡都比郷の二点(290・291)は同文でありながら異筆とされているが、製作技法は細部にわたるまで

表-13 〈伊豆国・堅魚〉二条大路土壌S D5100出土木簡の製作技法②

Na	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリウキ三角	D キリオトン形	E エグリ半内形	学 全形式番号	山 中形式番号	備 考
			側面	平面						
276	那賀郡丹科 江田里一	(○)	○	○				11	1001	堅魚 *
277	那賀郡丹科郷江田里一		K○		○			39	2388	荒堅魚
279	那賀郡丹科郷多具里		○		(○)			32	1301	堅魚
280	那賀郡石火郷一 7.9.11		◎		○	○		31	1331	堅魚
283	□石火郷一 7.9.11		△	△	△			39	8831	堅魚 *
285	那賀郡石火郷一 7.9.11		K◎		◎			31	2332	堅魚 *
281	中郡石火郷一		K◎		△			33	2032	堅魚
282	中郡石火郷一		△	○	△	○		31	1331	堅魚
284	中郡石火郷石火里		◎	(○)		◎		31	1331	堅魚 *
286	那賀郡射鷲郷庭科里 7.9		K◎					51	2004	堅魚
287	那賀郡射鷲郷庭科里 7.9		K◎	△	○	○		31	2332	堅魚
278	那賀郡射鷲郷和太里 7.9			○				81	1088	—
288	那賀郡射鷲郷和太里 7.9		K◎		◎			31	2332	荒堅魚
289	那賀郡都比郷湯辺里 7.9		◎		(◎)			31	1331	堅魚 *
290	中郡都比郷有覚里 7.9		◎		△	△		31	1331	荒堅魚 291と同文異筆
291	中郡都比郷有覚里 7.一		◎		○	○		39	1388	荒堅魚
292	那賀郡入間郷中村里 7.9		K◎					51	2002	堅魚 293と同筆
293	那賀郡入間郷賣良里 7.9		K◎		○	○		33	2302	堅魚
294	—— 入間郷	△		○				11	1001	堅魚
295	中郡							31	—	

表-14 〈駿河国・堅魚〉二条大路土壙 S D5100出土木簡の製作技法

No.	釈 文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリカキ三角	D キリオトシ台形	E エグリ半円形	学会型式番号	山中型式番号	備 考
			側面	平面						
211	志太郡大野郷田邑里 天平8.10		K○			○		39	2388	—
212	志太郡夜梨郷張城 8	—	断	片				81	—	荒堅魚
213	益頭郡		○		○			33	—	煎一升 検収札
214	益頭郡高楊郷中家里 7.10	◎						11	1001	調 荒堅魚
215	益頭郡高楊郷溝口里 7.	◎			○			33	2304	堅魚
216	益豆郡高楊郷溝口里 7.10	◎	○					11	1001	— 国名なし
217	——高楊郷赤星里 ——	—						19	—	堅魚 郡名なし
218	——赤星里	◎				○		32	1301	堅魚 国名なし
219	有度郡易美郷上里		○					39	1388	—
220	安倍郡 7.10	—	断	片				81	8888	中男作物 堅魚煎
221	蘆原郡		◎				○	39	1388	御贄 煮堅魚
222	蘆原郡川名郷		K○					39	2388	煮堅魚
223	蘆原郡川名郷三保里 8.7		○				◎	31	1331	煮堅魚
224	五百原郡	△			○			33	1304	— 検収札か?
225	五百原川名郷石西里 7.10		K(○)		○			33	2304	荒堅魚
226	富士郡古家郷小嶋里 7.10	▽						19	1008	荒堅魚
227	富士郡久武郷野上里 7.10	○		△				11	1001	荒堅魚 国名なし
228	富士郡鳴田郷鹿野里 7.10	(○)		(○)	○			32	1301	煎一升
229	駿河郡柏原郷小林里 7.10	(○)	○					11	1001	荒堅魚
230	駿河郡柏原郷小林里 7.10		○					11	1001	荒堅魚
231	駿河郡柏原郷小林里 7.10		○					11	1001	荒堅魚
232	駿河郡柏原郷小林里 7.10		○					11	1001	堅魚
233	駿河郡宇羅郷榎浦里 7.10	◎		(○)				11	1001	堅魚
234	駿河郡宇良郷榎浦里 7.10		◎					11	1001	荒堅魚
235	駿河郡宇良郷菅浦里 7.10			◎				11	1001	堅魚
236	駿河郡宇良郷菅浦里 7.10		◎				○	32	2301	堅魚
237	駿河郡古家郷川津里 7.10		○					51	2004	荒堅魚
238	駿河郡古家郷井辺里 7.10	◎	○		○			33	1304	荒堅魚
239	駿河郡古家郷猪津里 7.10	◎	○	△				11	—	荒堅魚
240	駿河郡古家郷猪津里 7.10		◎	○	○			32	—	荒堅魚

Noは『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十二)一二条大路木簡一』の木簡通し番号。

キリ・オリ技法の△はキリ技法、▽はオリ技法を示す。

◎は両端、○は一端、△は一部にそれぞれの技法が施されていることを示す。

一致しており、極めて複雑な様相を呈している。

ところで、寺崎保広氏は、前記伊豆国木簡の本文と追記部分の同筆関係に着目し、本文には郷を越えて同筆関係がないにもかかわらず、追記（「○連△節」「年紀」）部分では同郡内で郷を越えて同筆関係のあることから、各木簡群が郷単位で記載され、郡衙で追記されたとしている。⁴⁰但し、これらの追記を含めた同筆関係が、郷を越えて製作技法の共通する賀茂郡ではなく、郷または里毎のまとまりの強い、田方郡及び那賀郡に認められる。このことは、伊豆国においては、郷単位に木簡を製作するのが一般的であり、郡単位の可能性のある那賀郡の例は、特殊であるといえる。

次に駿河国を検討してみよう（表14）。貢進物荷札には、益頭郡、廬原郡、富士郡、駿河郡、志太郡、有度郡、安倍郡があるが、一定のまとまりをもっているのは前四郡である。第一次成形時のキリ・オリ技法を残すものに、益頭郡高楊郷に三点（214・216）、富士郡に二点（226・227）、駿河郡古家郷に二点（238・239）、同宇羅郷に一点（233）ある。特に益頭郡の三点は上下両端をキリ・オリしており、国名のない同郡同郷赤星里からの荷札（218）にもキリ・オリ技法が用いられる等、同郡の原木入手の方法が、共通して板材原木であったことを明示している。これに対し、第一次成形を削り取る木簡では、廬原郡（川名郷）の三例（221・223）が側面ケズリで調整し、キリコミにエグリ技法を用いるという共通点を有し、駿河郡相原郷小

林里の四点（229・232）がいずれも側面ケズリ技法のみで調整するという特徴でまとまっている。しかし、駿河郡宇羅郷や古家郷では、八例の木簡全ての製作技法が異なっており、かつ郷を越えて同技法のものが一点もないという特質を有している。

以上、伊豆、駿河両国のほぼ同時期の貢進物荷札について検討した結果、木簡形態別に製作技法を観察することによって、その製作段階を探ることが有効であることを示した。但し、それらは一様に郷単位のまとまりで製作、記載されているのではなく、例外的に郡単位の場合もあったことを示した。

5 近江国坂田郡庸米荷札の製作技法

二条大路路面上の土壙SD五三〇〇からは、二五点の近江国の庸米木簡が出土している。これらは表15の通り、直頭状でキリ・オリ技法を残す一群（図版九（3）・（4））と残さず圭頭状に側面から削る一群（図版九（5）・（6））とに大別できる。

A 直頭群

a₁群（キリカキ+キリオトシ群）キリカキとキリオトシの二技法を併用する一群。いずれも上部にのみキリコミを入れ、下部を尖らせる二三〇四型式（またはその断片）。

a₂群（無キリコミ群）下端を尖らせる剣先形の一〇〇四型式。

a₃群（キリカキ群）キリカキのみでキリコミを入れる一群。但し、

表-15 〈近江国坂田郡・庸米〉二条大路土壙S D5300出土木簡の製作技法

技法群	No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	Bケズリ		C キリカキ三角形	D キリオトシ字形	E エグリ半円形	学 会 型 式 番 号	山 中 型 式 番 号	備 考
				側面	平面						
A 群	256	上坂郷戸主・田中麻呂戸庸六斗	○			○	○		33	1304	257と同文
	262	上坂郷・戸主酒人公人諸土戸六斗	○			○	○		33	1304	
	263	上坂郷戸主坂田真人・須我而戸庸六斗	○			○	○		33	1388	
	264	上坂郷□□・戸庸六斗	○			○	○		39	1304	
	265	上坂郷・酒波今庸六斗	○		○		○		39	1388	
	268	上坂□□・庸米六斗	○			○	○		39	1388	
	273	上坂郷□□臣足□・米六斗	○			○	○		39	1388	※1 坂田郡から
	277	上坂郷戸主□□・戸六斗	○			(○)	○		33	1304	※1
	257	上坂郷戸主・田中麻呂・万呂戸庸六斗	○						51	1004	
	260	上坂郷戸主・比流酒人万呂戸庸六斗	○						51	1004	
B 群	255	・近江国坂田郡・上坂田郷	○		(○)	○			33	1304	別機能
	270	近江国□・三斗	○		○	○			39	1388	別用途
	272	上坂田郷戸主丸部豊鳴・庸六斗		K○			○	○	33	2304	※1
	279	上坂郷戸主坂田酒人真人2刀麻呂		K○			○	○	33	2304	※2 上坂郷から
C 群	258	上坂郷戸主比流・伊吹戸庸六斗		K○					51	2004	259と同文
	259	上坂郷戸主比流・伊吹戸庸六斗		K○					51	2004	
	261	上坂郷戸主・酒人真人色淵戸庸六斗		K○					51	2004	
	269	上坂郷庸□斗		K○		○	○		33	2304	
C その他	275	上坂郷阿刀	○	○	○	○	(○)	(○)	33	1304	※1
	276	上坂郷有羅里戸主坂田老戸	○	○					51	1004	庸米三斗
	274	上坂田郷沼多里戸主		○	○		○	○	32	1388	※1 庸米六斗
	266	・三斗酒波今麻呂	—			断片			81	8888	
	267	上坂田郷戸主・部廣足戸六斗	—			断片			89	8888	
	271	上坂郷・六斗	—		下端	断片			59	8004	※1
	278	上坂郷戸主□□黒麻呂	(○)	(○)		(○)	○		33	1304	※2 庸六斗

Noは『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十四)―二条大路木簡二―』の木簡通し番号。
側面ケズリのKは圭頭を示す。

この小群は庸米の荷札ではない。特に「255」は近江国庸米荷札群の検取整理札として機能した可能性がある。

B 圭頭群

b₁群（キリオトシ+エグリ技法群）キリオトシとエグリの両技法を併用してキリコミを形成する一群。上端を圭頭状に削り出し、下端を尖らせる二三〇四型式。

b₂群（無キリコミ群）上部を圭頭状に削り、下部を尖らせる二〇四型式。

○四型式。

b₃群（キリカキ+キリオトシ技法群）キリカキとキリオトシで成形し、上部は圭頭状に削る二三〇四型式。

C その他

その他これらのどのグループにも入らない八点（266・267・271・274・275・276・278）がある。うち、（274・276）は里名を有する木簡で、他と別時期に貢進された可能性が大きい。

以上、近江国庸米木簡は、同郡同郷内に製作技法が二群あり、それぞれの技法群が直頭・圭頭という頭部の形態にも対応することを確認した。ところが二群と時期を違えると判断できる木簡は、同じ庸米木簡でも明らかに製作技法が異なっており、木簡製作者が一定時間が経過すると交替することを予測させた。

6 長岡京貢進物荷札の製作技法

前項までの検討によって少なくとも八世紀の前半から中頃の二条大路路面上の土壇や内裏土壇から出土した荷札木簡群は、製作技法と記載者とが一致すること、その製作地は郡以下、郷単位でまとまることを明らかにした。ではこれらは、時期の下がる長岡京ではどうであろうか。以下、SD一三〇一、SD五二〇二出土の越前国米貢進荷札及び伊予国白米貢進荷札の検討を通して明らかにしてみよう。

(1) 越前国米貢進荷札の製作技法

SD一三〇一・五二〇二出土の越前国木簡（表16）は大半が上端部を圭頭状、下端部を剣先状に尖らせるという共通した形状をとるといわれる⁽⁴¹⁾。しかし、よく観察してみると圭頭状のものは六〇％に過ぎず残り四〇％は直頭状である。圭頭状木簡は江沼郡に二点（84・85）、坂井郡に四点（77・80）、大野郡に三点（35・38・39）、足羽郡に三点（40・42）ある。即ち、同一郡内で全て圭頭状を呈するのは足羽郡だけで、江沼郡では山下郷の二点（84・85）、坂井郡では川口郷の二点（78・79）、袋郷にはなく、高向郷、海郷の各一点に、大野郡には大山郷と大沼郷にあって他にない等、一定しているわけではない。また、同じ圭頭でも、「80」の圭頭は一方向から順に削り出しており、左右から削るものとは違う。

資料数が少なく、結論は急ぐべきではないが、技法の違いや型式の違い等から、これらの木簡もまた、郷単位より大きなまとまりを見出すことは困難といえる。

なお、越前国木簡はいずれも短く、キリ・オリ技法が多用されている。ここでも使用した原木は完成品の二倍程度の長さをもつ板材原木だった可能性が高い。

(2) 伊予国白米貢進荷札の製作技法

伊予国からの貢進荷札は二二点ある(表-17)。内半数の一点がキリ・オリ技法で成形され、その痕跡を残している。キリコミの成形は大半がキリカキ技法で、越智郡と野間郡にエグリ技法が各一点(59・72)ある。また、越智郡朝倉村の四点(540・59・60・62)は全てキリオトシ技法で、他の三郷と際違った違いを示している。その他、郷名は明らかでないが、越智郡の一群にキリカキ技法のみで成形するものがあり、その一つは鳴郷(61)からの貢進である。

一方、形態に着目すると、越智郡の木簡は全て上下両端にキリコミを入れる一三三一式式であるのに対して、その他の郡には、異型式の木簡が含まれている。特に伊予郡から出土した三点(73・75)が全て型式を異にし、かつ郷名も異にする(可能性が高い)。このような様相は先の伊豆国、参河国三島等にもみられる点で、同国内においても郡が違えば、郡内の荷札の作り方は、必ずしも統一されていたわけではないことを示している。なお、伊予郡の木簡は書式を変え、「白米五斗」「地子米五斗」等と内容を詳細に示している点でも他と異なっており、郡としての独自性を認めることができる。

越前国と伊予国の限られた二箇国ではあるが八世紀末の長岡京期

表-17 〈伊予国・白米〉S D5202出土
木簡の製作技法

No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		学 会 式 番 号	山 中 式 番 号	備 考
			側面	平面			
83	江沼郡頼田郷	○			59	1004	延暦8年10月11日
87	〔江沼郡〕安宅郷		○	○	51	1004	
86	〔江沼郡〕总領郷	○			51	1004	延暦8年11月3日
82	〔江沼郡〕山上郷	○	○		59	1004	8年7月15日
84	〔江沼郡〕山下郷		K○		51	2004	
85	〔江沼郡〕山下郷	○	K○		51	2004	8年7月16日
76	〔坂井郡〕役郷	○			51	1004	延暦8年11月18日
79	〔坂井郡〕川口郷		K○		59	2088	
78	〔坂井郡〕川口郷		K○		51	2004	11月23日
80	〔坂井郡〕高向郷		K○		51	2004	延暦8年11月4日
77	〔坂井郡〕海		K○		51	2004	
81	〔加賀郡〕宮裡郷		○	○	59	1004	延暦8年3月□日
88	□□郷	○			51	1004	戸主阿刀家□
35	・越前国大野郡大山郷	○	K○		51	2004	・4月7日
36	・越前国大野郡大沼郷			○	51	1004	・10年4月10日
37	・越前国大野郡毛郷	○	○	○	19	2088	・10年4月15日
38	・越前国大野郡大沼郷		K○		19	2088	・10年4月□□
39	・〔大野郡〕上郷	K○	○	○	59	2004	・延暦9年3月8日
40	・越前国足羽郡白理郷	○	K○		59	2004	・9年10月8日
41	・〔足羽郡〕足羽郷	K○			59	2004	・延暦9年□□月
42	・〔足羽郡〕江下郷	K○			51	2004	・11月4日

No.1276～88が「長岡京木簡」の木簡番号。

No.35～42は第8回木簡学会(1986年)清水みき氏発表資料の整理番号。

側面ケズリのKは主頭を示す。

表-16 〈越前国・白米〉S D1301・
S D5202出土木簡の製作技法

No.	釈文(抄)	A キリ・オリ	B ケズリ		C キリ・オ トシ	D キリ・オ トシ	E エグリ	学 会 式 番 号	山 中 式 番 号	備 考
			側面	平面						
539	伊予国越智郡城子白米五斗			○	○			31	1331	
58	伊予国越智郡城子白米五斗		○	○	○	○	○	31	1331	
540	伊予国越智郡朝倉村桑足国	(○)	○	○	○	○	○	31	1331	
80	□村桑吉成戸白米五斗				○	○		39	8831	
59	伊予国越智郡朝倉村干越			○	○		(○)	31	1331	
60	伊予国越智郡朝倉村物々		○	○	(○)	○		31	1331	
62	伊予国越智郡且倉村	○	○	○	○	○		39	1388	
61	伊予国越智郡鳴郷地子	○	○		○			31	1331	
65	伊予国越智郡	○	○	○	○			31	1338	
66	伊予国越智郡×		○		○			39	1388	
67	伊予国越智郡×				○			39	8388	
68	伊予国越智郡朝倉村桑	○	○	○	○	○		31	1331	
69	伊予国越智郡桑	(○)	○					51	1004	
70	伊予国越智郡×	○	○		○			39	1388	
71	伊予国越智郡朝倉村桑		○					19	1088	
72	伊予国越智郡朝倉村桑	○					○	31	1331	
73	伊予国伊予郡石田郷白米五斗	○			○			33	1304	
74	伊予国伊予郡□地子米五斗			○				19	1088	
75	伊予国伊予郡岡田郷白米五斗	○						51	1004	
76	伊予国桑村郷		○	○				19	1088	
77	伊予国		○	○	○			39	1388	
78	伊予	○		○	○			39	1388	

No.58～78は第8回木簡学会(1986年)清水みき氏発表資料の整理番号。

No.539・540は「向日市史」史料編(1988年)の番号。

に、郷・村単位での製作技法のまとまりが確認できた。

日本の古代荷札木簡は、八世紀を通じて原則的に郡以下の郷段階で製作・記載されていたことを明確にしえたと思う。

四 貢進物荷札の製作段階とその機能

本章では、既に検討した貢進物荷札の製作技法の成果から、それらがいつ、どこで製作されたかをまとめた上で、どのような状態で、何を目的に付けられ、貢進されたのかについて検討を加えてみることにする。

1 貢進物荷札の製作段階

前章までに、平城京前半期から長岡京期までの、各地から搬入された荷札群の製作技法を検討した。その結果、観察しうる共通の技法群を抽出することによって、木簡の製作地を探る素材を得ることができた。それらは一律に解釈できるものではないが、従来の説以上に、郷単位までのまとまりを確認でき、その積極的な評価が求められた。もちろん既存の文献史学の研究成果の通り、古代徴税組織の中枢が郡衙であったことは認められる。しかし、文献には現われない荷札木簡の示す様相は、貢進物を徴税する末端の体制を、律令国家が十分に整備していたと評価するに足るものであった。

最も典型的な事例は、隠伎国の調海産物貢進荷札である。同国では、原木の選択、製作技法、木簡型式、書式など、荷札に求められるあらゆる要素が郷単位でまとまり、同郡同郷を越えて共通するとはなかった。

近江国庸米木簡も同様で、出土した二群の木簡は、坂田郡上坂郷の二人の木簡製作者者に対応していた。検討の対象とし得た同国の木簡は上坂郷のみで、他郡の様相が明らかではないが、少なくとも近江国では同時期に、同郷内に、同目的で税の貢進に携わる二人の人物が存在したことを確認した。

参河国では、贄の貢進が原則的に篠嶋、析嶋、比莫嶋三島で行われてきた。貢進には一定のルールが存在したらしく、篠嶋は奇数月に、析嶋は偶数月に貢納することが多かった。各当番月に貢納される贄に付された荷札は、各島固有の技法で作られており、別島と共通することはない。貢進月の木簡製作者は、各島に二～三人存在し、彼らは日常的には交替することはなかった。ところが、三・六・八月に限って、非当番島からも貢納が確認され、その貢納物に付された荷札の製作技法は、両島でほとんど用いられない技法であり、かつ形態も特例のものであった。つまり、原則的な貢納に伴う木簡製作は島毎に行われるが、非原則的な業務は島を越えた体制または組織で実施されたことが推定できる。

伊豆国木簡は、木簡製作技法だけではグループを十分に抽出し得

なかったが、追記の筆跡の成果を加味すると、やはり郷で製作・記載し、これに郡が点検、追記するという新たな実態を示した。さらに、部分的ではあるが、駿河国木簡には里毎のまとまりの可能性も確認しえた。

こうした諸国の実態が、仮に、郡衙内部で郷毎に役割分担が定められ、その結果の反映であったとするなら、諸国においても参河国三島の特珠月の様に、郷相互に重なる技法群が存在するはずである。しかしその様な例はむしろ例外で、大半は郷毎のまとまりを示していた。

弘仁十三年閏九月二十日太政官符⁽⁴²⁾によれば、

(前略)

郡書生^{大郡八人 上郡六人 中郡四人 下郡三人} 毎郡案主二人 鑑取二人

税長^{正、倉官、倉院別三人}

徴税丁^{郷別二人} 調長二人 服長^{郷別一人}

庸長^{郷別一人} 庸米長^{郷別一人}

駈使^{大郡十五人 上郡十二人 中郡十人 下郡八人}

(後略)

郡書生以下に徴税丁が記され、郷別二人とある。

徴税丁は税の徴収に関与する人物で、郡衙の直轄下にあると解されている。⁽⁴³⁾しかし近江国上坂郷の二人をはじめ、諸郷に複数の木簡製作者がいることを既に各地の例で確認した。とするなら当史料のい

う徴税丁の「郷別」二人とは、郡の管理下であっても特定の郷に所在し、郷で徴税にあたった人物と解釈する方が整合的ではなからうか。郷における実務を担当し得る役所がどこに所在し、どのような環境であったのか。この解釈を成り立たせるためには、解決しなければならぬ課題は多いが、貢進物荷札を考古資料として検討した時の、現状での一応の到達点としておきたい。

2 貢進物荷札の発送形態

前章までに取り上げた平城京や長岡京の荷札類には、記載内容が全く同じか、一部省略して同じものが複数組存在している。また、記載内容が同一ではないが、同時期に同国、同郡、同郷から発送されながら、形態の異なる荷札も存在する。何故このような状況が荷札の廃棄先で生じたのか、その背景について若干の検討を加えてみることにする。⁽⁴⁴⁾

(1) 近江国庸米木簡の発送形態

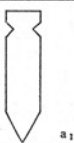
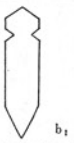
二条大路路面上の土壙SD五三〇〇から出土した近江国庸米木簡は、発送形態を復原するのに最適な木簡群である(表15、図版九)

(3) (6)。

A 直頭形木簡群：同文同技法異型式

a₁群 256〔一三〇四型式〕・a₂群 257〔二〇〇四型式〕

256・近江国坂田郡上坂郷戸主敷

技法群	形態	
	荷札形	短冊形
A群 〔直頭形〕	 a ₁	 a ₂
B群 〔圭頭形〕	 b ₁	 b ₂

第11図 近江国坂田郡上坂郷庸米荷札の
発送形態の復原

A・B両群は上坂郷の二人の木簡製作者の手になる。両群ともに荷札形（a₁・b₁群）と剣先形（a₂・b₂群）の両形態木簡を製作しており、当郷における荷札の基本形態と考えられた。これらの木簡は、同時期に同郷から同目的で貢進された庸米に付された木簡だから、

- ・田虫麻呂戸庸六斗
- B 圭頭状木簡群：同文同技法同型式
- b₁群 258・259〔二〇〇四型式〕
- 258 259・近江国坂田郡上坂郷戸主比流
- ・伊吹戸庸六斗

発送時には「短冊形二枚、荷札形一枚」（第11図）の形態だったと推定できる。木簡の保管元や、消費地で抜き取られなかった理由が問題にはなるが、発送元をこの状態で出発したことだけは事実であろう。なお、記載内容を検討すると、荷札形には国名や郡名の省略形があり、短冊形にはない。とすると、短冊形が貢進内容を伝えるための木簡であったといえる。以下、近江国の発送基本形をモデルとして他国について検討してみよう。

- (2) 二条大路路面上の土壙SD五一〇〇・五三〇〇の同文木簡

近江国と同様の状況を呈するものに、次の伊豆国賀茂郡賀茂郷（図版八一(3)・(4)）や、中郡都比郷の木簡がある（図版九一(1)・(2)）。

- A 同文同技法異型式：267・268〔二三三二・一〇〇一型式〕

267 伊豆国賀茂郡賀茂郷題詩里戸主矢田部刀良麻呂口矢田部刀

良調荒堅魚十一斤十兩「十一連二九」

天平七年十月

- B 同文同技法同型式：290・291〔二三三二型式〕

290 伊豆国中郡都比郷有寛里戸主日下部麻々呂調荒堅魚

十一斤十兩「十一連一丸」
天平七年九月

賀茂郡川津郷では、記載内容は異なるが短冊形〔二〇〇二型式〕と荷札形〔二三三二型式〕が共存している。賀茂郡内では、郷により細部の形状は異なるが、近江国同様、「短冊形二枚、荷札形一枚」の組合せを復原できる。これに対し、中郡都比郷では文面は異なる

が、別の一点も同型式の可能性が高い。都比郷では同型式ばかりの「荷札形三枚」で発送したものと復原しておきたい。⁽⁴⁵⁾

その他、同文同型式のものに、駿河国(230・231:一〇〇一型式、図版八―(1)・(2)、安房国(308・309:一三三一型式)、能登国(351・352:一三三一型式)、同文異型式のものに若狭国(334・335:一三三一・一〇〇四型式)がある。⁽⁴⁶⁾ これまでの貢進物荷札木簡の様相に比して、「二条大路木簡」に短冊形が多いのは、本来、消費地に到達するまでに、勘検のため抜き取られていたはずの木簡が、何らかの理由で残されているからではなからうか。

この点で興味深いのは、長岡京太政官厨家跡出土越前国米貢進木簡である。前述の検討結果から明らかになった新事実によれば、SD一三〇一の二三区～二五区から出土した木簡群は、結局大半が検収や勘検のために保管されていた年度分の文書であった。とすると、越前国木簡だけを消費先の廃棄物としなければならない理由はない。「地子米として貢納された米を勘検するため、複数あった荷札から短冊形の一枚を抜き取り、保管した」と解釈したらどうだろう。荷札形ばかりで貢納された伊予国などでは、荷札形を抜き取らざるを得ないが、短冊形を混合した越前国では、勘検用として発送元から付されていた短冊形が抜き取られたのである。

この様な貢納の様相が再現できると、たとえ同文や同型式の木簡群がなくとも、同郷の木簡群が複数確認できれば、発送元の郷が荷

札をどの様にセットしたかを再現することが可能になる。そしてその機能は、従来の考え方通り、貢進物の勘検用の札とすることができよう。

おわりに

都城で出土する、中央官司発行の文書木簡の製作技法を検討することによって、木簡そのものが文面の記載者によって製作されたことを明らかにした。これをもって、従来、記載者の筆跡でしか判断できなかった木簡の群としての検討に、新しい要素を加味することが可能となった。

都城での木簡製作過程の解明によって、諸国から大量に搬入され、消費地で一括投棄された貢進物荷札についても、大半の木簡が記載者によって製作されていたことを明らかにした。この結果、やはり書風や筆跡からしか判別できなかった荷札木簡の製作段階を、別の視点から検討することを可能とした。

結論として、現段階の資料では、郷(島)毎のまとまりで製作・記載される場合が多いことを示した。しかし、そのまとまりが郷の行政的事務機構が整備された結果なのか、郡段階で役割別分担されていただけなのかは明確ではない。木簡記載場所の空間的隔絶なくして有り得ないような製作技法や形態、書式の違いが数多く存在す

ることから、本論ではその場を前者と考えた。

但し、こうした課題をより広い視野から考古学的に研究するには、郡衙跡と想定される遺跡の構造分析だけでなく、特定の地域（旧郡単位）における古代集落の配置や構造⁽⁴⁷⁾、集落から出土する諸遺物の構成、とりわけ墨書土器、線刻土器等の文字・準文字資料の集落内部での様相を総合的に検討することが必要となろう。

本論は一九九一年第十三回木簡学会研究集会において「考古資料としての古代木簡」と題して発表し内容を整理したものである。

発表の席上、佐原眞、杉本一樹、鬼頭清明、今泉隆雄、志水正司の諸氏から木簡の製作技法について数多くのご教示を受けた。また研究集会での発表及び本論を成すに当たって、奈良国立文化財研究所の綾村宏、館野和己、寺崎保広、森公章、渡辺晃宏の各氏には、同研究所所蔵の木簡調査に多大な便宜を図っていただいた。本論はこれらの御援助なくしては成稿しえなかった。さらに長岡京木簡の解釈、技法の検討については、今泉隆雄、鎌田元一、清水みき各氏のご教示を得た。ここに記して感謝したい。（一九九二年九月二〇日）

註

- (1) 岸俊男「木簡研究の課題」（奈良国立文化財研究所『第一回木簡研究集会記録』一九七六年）
- (2) 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」（奈良国立文化財研究所『研究論

集』Ⅳ 一九七八年）

- (3) 今泉隆雄「溝SD一三〇一出土木簡の諸問題」（向日市教育委員会『長岡京木簡 一』解説編、総論第三章 一九八五年）
- (4) 東野治之「古代税制と荷札木簡」（塙書房『日本古代木簡の研究』所収 一九八三年）
- (5) ①清水みき「長岡京跡」（『木簡研究』第四号 一九八二年）
②清水みき「長岡京跡」（『木簡研究』第九号 一九八七年）
③『向日市史』史料編（向日市史編さん委員会 一九八八年）
これらの新出資料等については、現在『長岡京木簡 二』として刊行すべく準備が進められている。
- (6) ①奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十二）——長屋王家木簡 一——』（一九八九年）
②奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十二）——二条大路木簡 一——』（一九九〇年）
③奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十三）——長屋王家木簡 二——』（一九九〇年）
④奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十四）——二条大路木簡 二——』（一九九一年）
⑤奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十五）——長屋王家木簡 三——』（一九九二年）
⑥奈良国立文化財研究所『平城京長屋王邸宅と木簡』（吉川弘文館 一九九一年）
- (7) 例えば文献史学の立場から木簡の実物に即した研究として樋口知志氏の、『二条大路木簡』と古代の食料品貢進制度」（『木簡研究』第一三号 一九九一年）がある。この中で、同氏は木簡の記載書式に注目し、伊豆、駿河両国における食料品貢進の実態を明らかにした。また寺崎保広氏は、「最近出土した平城京の荷札木簡——伊豆国を例として

「『水釜』第九号 古筆学研究所 一九九〇年」によって国別木簡群の法量の相違に着目し、木簡製作の国毎の規制の存在を指摘した。さらに筆蹟を分析し、郷でまとまりのある同筆関係及び郷を越えて郡でまとまりのある追筆の同筆関係を確認し、筆記段階をそれぞれ郷、郡とした。

- (8) 古代都城遺跡からは、比較的多くの刀子(刀子の柄、刃部)が出土する。他に鈍の刃部の出土例も多いが、木簡表面のケズリ痕跡には、これによると判断できる資料はない。

- (9) 岸俊男註(1) 論文。

- (10) 拙稿「古代条坊制論」『考古学研究』第三八巻第四号 一九九二年

- (11) 今泉隆雄註(3) 文献に同じ。

- (12) 今泉隆雄「長岡京木簡と太政官厨家」『木簡研究』創刊号 一九七九年

- (13) 今泉隆雄註(3) 文献に同じ。今泉氏の指摘にある通り、安麻呂署名のものは圭頭状、肋万呂署名のものは直頭状を呈している。

- (14) 今泉隆雄註(3) 文献に同じ。

- (15) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡 一』(一九六九年)

- (16) 註(6) 文献②・④・⑥

- (17) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(十七)』(一九八四年)

- (18) 向日市教育委員会『長岡京木簡 一』(一九八四年)

- (19) 渡辺晃宏「二条大路木簡の内容」(奈良国立文化財研究所『平城京長屋王邸宅と木簡』一九九一年)

- (20) 寺崎保広「平城京『二条大路木簡』の年代」『日本歴史』第五三二号、一九九二年

- (21) 今泉隆雄註(2) 論文。

- (22) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(十九)』(一九八七年)

- (23) 樋口知志氏は註(7) 論文の中で芳園郡記載の木簡が天平期を遡るとしている。

- (24) 樋口知志註(7) 論文。

- (25) 渡辺誠「日間賀島北地古墳群出土のサメ釣針」(慶応義塾大学民俗学考古学研究室編『考古学の世界』所収 一九八九年)

- (26) 今泉隆雄註(2) 論文。

- (27) SK八二〇出土参河国賛木簡の同筆関係については、東野治之氏も註(4) 論文の中で認められている。

- (28) 筆跡について踏み込んだ判断は避けるが、これらと同技法の三六四も必ずしも異筆とは断定できない。共通部分を有しているように思える。その他の技法群についても改めて多数数の判断による同筆関係の認定が必要になるのではなからうか。

- (29) 今泉氏は註(2) 論文の補註の中で、郡衙の役人が両島に赴くこともあることを附記されている。郡衙の役人が郡の任務として赴いたか否かは別にして、木簡の製作技法は、原則的に木簡が島単位に製作・記載され、長岡京太政官厨家跡のように同一木簡原材が用いられることはなかったことを示している。

- (30) 今泉隆雄註(2) 論文。

- (31) 同論文に引用されている木簡を全て実見することはできなかった。残りについてもいずれ機会をみて検討してみたい。

- (32) A: 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報(四)』(一九六七年)

SA四一二〇—A雨落溝からは一万三千余点の木簡が出土した。内容的には式部省の考課、選叙に関する木簡が大半である。年紀は神亀五年(七二八)から宝亀元年(七七〇)にわたっているが、多くは天

平宝字末（七六四）年から神護景雲年間（七六七～七七〇）に集中している。

B：奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報（六）』（一九六九年）

SD五七八八は、東院張り出し部の南辺を限る二条条間大路（幅一八m）の南側溝にあたる。本木簡の示すように天平勝宝七歳（七五五）の紀年木簡がある。

C（一九四八）・D（二七〇五）：奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二』（一九七四年）

CはSK二一〇一から出土した。SK二一〇一は内裏外郭南辺築地SA四八八の北一・四mに所在する塵芥処理土墳である。埋土は基本的に二層に分れ、木簡は下層から出土した。土墳からは天平十八年九月、天平勝宝二年の木簡が出土しており、本土墳の埋没年代は天平勝宝年間（七四九～七五七年）と判断されている。

DはSK三二一三から出土した。SK三二一三は東方官衙内の方形の土墳で、和銅二年の年紀のある木簡が共伴している。

- (33) 本論をなすにあたって、A～D木簡の製作技法や同筆関係について、奈良国立文化財研究所の最新型赤外線テレビにより、館野和己、渡辺晃宏氏とともに再検討を加えた。その結果、断定は難しいものの、①AとB、AとCは同筆とは判断したい筆跡が数多くある。②BとCも「國」のハネやカマエの角度など違う点が目につく。③BとDは同筆の可能性はある。との一定の評価を得た。勿論その確定は慎重にしなければならぬが、製作技法と合せて考えれば、これらを同筆とする根拠はさらに弱まったと言えよう。

(34) 註（6）—②・④文献。

(35) この他、周吉郡においても技法の違いと書式の違いが郷毎に異なっている。

382 隠伎国周吉郡 山部郷市厘里宗我部益男
調海藻六斤 天平七年

384 隠伎国周吉郡 新野郷丹志里宗我部
阿久多調鳥賊六斤 天平七年

(36) 寺崎保広註（7）論文。

(37) このことは理論上は郡を越えて、製作技法の同じものは同人の製作によるという解釈を生む余地があるが、ここでは後述する理由から郡単位で検討する。

(38) 伊豆、駿河両国木簡には同郡異型式の木簡が数多くある。このことも製作技法に一定のまとまりを見出しにくい要因であろう。

(39) 寺崎保広註（7）論文。

(40) 寺崎保広註（7）論文。

(41) 今泉隆雄註（3）文献。

(42) 吉田孝「雑徭制の展開過程」『律令国家と古代の社会』一九八三年所収）の前田育徳会尊経閣文庫所蔵『類聚三代格』により校訂された太政官符。

(43) 今泉隆雄註（2）論文。

(44) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡 一』（一九六九年）で示されたつぎの五点の木簡をめくり、既に各氏の検討が示されている。特に東野治之氏は註（4）論文の中で当該木簡のありふれた内容であることから「ほとんどの場合一つの貢進物につき複数の荷札がつけられているが、消費の段階で残されたのは原則として一枚だけであったと考えるのが一番妥当であろう」「さらに一歩進め、貢進物の検収の際予め除かれる荷札と、最後まで残される荷札があったことを想定したい」とされた。限られた木簡資料しか出土していない段階で示された卓見であると考ええる。

338 上総朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鯨六斤

〓〓〓〓
〔條〕

天平十七年十月

339 朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鎮六斤卅四條

340 矢作部林

424 225 三方郡弥美郷中村里 別君大人
三斗

(45) この様に細部の形状の違いを認定することによって、郷毎の独自性が益々強烈に浮かび上がることになる。

(46) 230 駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人

・麻呂調荒堅魚十一斤十兩 天平七年十月

231 駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人

〓麻呂調

・荒堅魚六連八節 天平七年十月

308 安房国安房郡廣湍郷河曲里丈部牛麻呂輪調鎮陸斤陸拾條

〓天平七年十月

309 安房国安房郡廣湍郷河曲里戸丈部牛麻呂調鎮陸斤陸拾條

〓天平七年十月

351 352 能登国能登郡鹿嶋郷望理里調代熬海鳳六斤

・天平八年四月十日

334 335 若狭国遠敷郡佐分郷岡田里

・御調塩三斗 天平六年十月十日

(47) 広瀬和雄「畿内の古代集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集 一九八九年)

(48) 拙稿「古代都城の線刻土器・記号墨書土器」(『古代文化』第四一巻 第二号 一九八九年)